

第七回国会 衆議院 法務委員会 會議録 第十九号

昭和二十五年四月四日(火曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事角田 幸吉君 理事北川 定務君

理事小玉 治行君 理事田嶋 好文君

理事山口 好一君 理事猪俣 浩三君

理事田中 堯平君

押谷 富三君 眞鍋 勝君

武藤 嘉一君 三木 武夫君

世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 牧野 寛案君

刑政長官 佐藤 藤佐君

検 刑政長官 關 之君

務 務室主幹 田中 治彦君

法務府事務官 古橋浦四郎君

編正保護局長 齋藤 三郎君

民事法務長官 齋藤 三郎君

検 中央更生保護委員 齋藤 三郎君

員 員会事務局長 齋藤 三郎君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小木 貞一君

三月二十七日

委員田万廣文君及び林百郎君辭任につき、その補欠として石井繁丸君及び加藤光君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員高橋英吉君及び石井繁丸君辭任につき、その補欠として水田三喜男君及び田万廣文君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

委員水田三喜男君辭任につき、その補欠として高橋英吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

國籍法案(内閣提出第一三八号) 國籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三九号)

更生緊急保護法案(内閣提出第一三五号)

保護司法案(内閣提出第一三六号)

同月三十一日

土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)

同月二十七日

岡山地方法務局津山支局庁舎建設工事促進の請願(若林義孝君外一名紹介)(第一八六三号)

田上町唐湊に決定の少年観護所設置位置変更に関する請願(床次徳二君紹介)(第一八八五号)

名古屋高等裁判所及び同高等検察庁の金沢支部昇格独立に関する請願(飯沼良作君外五名紹介)(第一八九三号)

不良図書取締対策に関する請願(松澤兼人君紹介)(第一八九四号)

警備者取締法制定に関する請願(武藤進十郎君紹介)(第一九一九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十九日

商法の一部改正に関する陳情書大

阪市北区網町五十堂ビル内関西西化学工業協会会長中野静夫(第六六九号) 同(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭高橋龍太郎)(第六八四号) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

公聴会開会承認要求に関する件

編正保護作業の運営及び利用に関する法律案(内閣提出第八八号)

國籍法案(内閣提出第一三八号)

國籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三九号)

土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)

更生緊急保護法案(内閣提出第一三五号)

保護司法案(内閣提出第一三六号)

○花村委員長 これより會議を開きます。

本日はまず公聴会開会要求の件についてお諮りいたします。ただいま本委員会において審議中の商法の一部を改正する法律案は、一般的関心及び目的を有する重要な法案であり、国民生活に及ぼす影響がきわめて大でありますので、商法改正に関し、一般国民の声を十分に聞くことが肝要であると考

えられます。従いまして本委員会といたしましては公聴会を開くことになつたと思ひますが、衆議院規則第七

十七條により、あらかじめ議長の承認を得た後にその決議をしなければなりませんので、公聴会開会承認要求書を議長に提出したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○花村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

なお議長の承認を得ましたときは、改めて決議をいたさず、議長に対する公聴会開会報告書の提出、開会日時及び公聴会において意見を聞こうとする案件の告示等、衆議院規則第七十九條による手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○花村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

○花村委員長 これより土地台帳法等の一部を改正する法律案、國籍法案、保護司法案及び更生緊急保護法案について、順次政府の提案理由の説明を求めます。

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

第一條 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

「政府」を「登記所」に改める。

土地台帳法目次中「第二章 賃貸価格の調査及び決定」を削り、

「第三章」を「第二章」に改め、「第四章 審査、訴願及び訴訟」を削り、「第四章の二」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める。

第一條中「明確に把握し、地租の課税標準たる土地の賃貸価格の均衡を正すを」を「明確にする」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の登録の事務は、当該土地につき登記の事務を掌る登記所が、これを掌る。

第二條第二項第二号及び第七号中「命令」を「政令」に改め、同項第四号中「鉄道用地、軌道用地」を削る。

第四條中「地積及び賃貸価格」を「地積」に改め、同條但書を削る。

第五條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同條第二項を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 土地台帳には、第五條の規定により登録すべき事項の外地方税法(昭和二十五年法律第 号)の規定により市町村長が通知した土地の価格を記載するものとす。但し、第二種地については、この限りでない。

第十條中「地積及び賃貸価格」を「及び地積」に「若しくは」を「又は」に改め、「又は申告を要しない」ときを削る。

「第二章 賃貸価格の調査及び決

第一類第四号

定」を削る。
第十一條から第十七條までを次のように改める。

第三十一條乃至第三十七條 削除
第三章を第二章とする。

第十九條中「第一種地が第二種地となつたとき」の下に「又は土地が滅失したとき」を加え、同條但書を削る。

第二十二條第二項中「第二種地が第一種地となつたとき」を「第二種地が第一種地となり又は第二種地が第二種地となつたとき」に改める。

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。
第二十三條及び第二十四條 削除

第二十七條中第三号を次のように改める。

三 未登記の土地の一部の收用に
より所有者を異にするとき

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條中「第一種地の各地目」を「第一種地又は第二種地について、その地目」に改める。

第三十二條中「地目変換」の上に「第一種地について」を加え、同條に次の一項を加える。
第二種地について地目変換をなしたときは、土地所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十三條中「及び貸賃価格」を削る。

第三十四條中「貸賃価格」を「地目」に改める。

第四章を削る。
第三十七條の二(以下土地改良事業施行者と總称する。)を削り、同

條を第三十條とする。

第三十七條の三を削る。

第三十七條の四中「第二十三條、第二十四條、」を削り、「第三十條」を「第二十九條」に改め、同條を第三十六條とする。

第三十七條の五を削る。

第三十七條の六第一項中「地積及び貸賃価格」を「及び地積」に改め、同項但書及び同條第二項を削り、同條を第三十七條とする。

第三十七條の七から第三十七條の十二までを削る。

第三章を第四章とし、同章中第三十八條の前に次の三條を加える。

第三十七條の二 土地台帳に登録された者は、その住所又は氏名若しくは名称に変更を生じたときは、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十七條の三 何人でも、手数料を納めて、土地台帳の閲覧又はその謄本の交付を請求することができる。

前項の手数料の額は、物価の情況、土地台帳の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第三十七條の四 市町村は、その市町村内の土地につき、土地台帳の副本を備えなければならない。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

第三十八條 この法律に特別の定めがある場合の外、土地台帳に登録した事項に変更を生じたときは、その登録を修正する。

登記所は、土地台帳の登録に誤があることを発見したときは、こ

れを訂正しなければならない。

第三十九條 登記所は、あらたに土地台帳に登録したとき又は土地台帳の登録を修正し若しくは訂正したときは、十日以内に、その登録又は修正若しくは訂正にかかる事項を当該土地の所在地の市町村長に通知しなければならない。

前項の場合には、登記所は、法務府令の定めるところにより、同項に規定する事項を当該土地の所有者(当該土地が、賃権又は百年より長い存続期間の定めがある地上権の目的となつてゐる場合には、賃権者又は地上権者を含む。)に通知しなければならない。

第四十條中「第三十二條」の下に「第二項」を加え、同條に次の二項を加える。

第十九條又は第三十二條第二項の規定により申告をなすべき場合において、申告前に土地所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならない。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 賃権又は百年より長い存続期間の定めがある地上権の目的たる土地に関し第十八條、第十九條、第三十二條又は前條の規定によりなすべき申告については、土地台帳に登録された賃権者又は地上権者を土地所有者とみなす。

第四十一條の次に次の二條を加える。

第四十一條の二 法令により登記名義人又はその相続人に代り不動産の表示若しくは登記名義人の表示の変更の登記又は相続による権利

の移転の登記を申請し又は囑託する場合において必要があるときは、その登記の申請又は囑託をなすべき者は、登記名義人又はその相続人に代りこの法律による申告をすることが出来る。

第四十一條の三 この法律の規定による申告は、当該土地の所在地の市町村長を経由してすることもできる。但し、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十九條ノ二又は第八十條ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書が登記所に提出されたものとみなす。

第四十二條に次の一項を加える。

前項の規定による検査又は質問をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 東京都の区に存する区域、特別市又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市においては、この法律中市に関する規定は、特別区、行政区又は区に、市長に関する規定は、区長にこれを適用する。

全部事務組合については、これを「町村」とみなしてこの法律を適用する。

第四十三條の次に次の三條を加える。

第四十三條の二 土地の所有権、賃

権又は地上権の得喪変更に関する事項は、左に掲げる場合を除く外、その登記をした後でなければ、土地台帳にこれを登録しない。

一 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき

二 未登記の土地が收用されたとき

三 未登記の土地が土地台帳に登録することを要しない土地となつたとき

四 土地が滅失したとき

前項に規定する事項につき登記をしたときは、登記所は、これに基づき所要の事項を土地台帳に登録しなければならない。

第四十三條の三 收用により未登記の土地の所有権を取得したときは、起業者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第四十三條の四 この法律に定めるものの外、土地台帳の登録に関する細則その他この法律の執行について必要な事項は、法務府令でこれを定める。

第六章を第五章とする。

第四十五條中「第四十二條」の下に「第一項」を加え、「五百円以下の罰金」を「六月以下の懲役又は十

万円以下の罰金」に改める。

第四十六條を次のやうに改める。

第四十六條 削除

第四十七條中「第三十二條又は第四十條の規定により」を「第三十二條第一項又は第四十條第一項の規定により」に、「二百円」を「一万円」に改める。

附則第七條から第十三條までを削る。

附則第七條から第十三條までを削る。

第二條 家屋台帳法昭和二十二年法律第三十一号の一部を次のように改正する。

家屋台帳法目次中第二章 貸賃価格の調査及び決定を削り、「第三章」を「第二章」に改め、「第四章 審査、訴願及び訴訟」を削り、「第五章」を「第三章」に、「第六章」を「第四章」に改める。

第一條中「明確に把握し、家屋税の課税標準たる貸賃価格の均衡適正を図る」を「明確にする」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の登録の事務は、当該家屋につき登記の事務を掌る登記所か、これを掌る。

第三條第一項中「及び貸賃価格」を削り、同條第三項中「部分があるとき」の下に「又は第五條の規定により家屋の価格を記載しない部分と同條の規定により家屋の価格を記載すべき部分とがあるとき」を加え、同條第四項を削る。

第四條から第六條までを次のように改める。

第四條 登記所は、家屋台帳を備え、左の事項を登録する。

- 一 家屋の所在
二 家屋番号
三 種類、構造及び床面積
四 所有者の住所及び氏名又は名称

家屋番号、種類、構造及び床面積の定め方に関しては、政令でこれを定める。

第五條 家屋台帳には、前條の規定により登録すべき事項の外、地方税法昭和二十五年法律第 号の規定により市町村長が通知した

家屋の価格を記載するものとする。但し、地方税法により地方税を課することができない家屋については、この限りでない。

第六條 家屋の異動があつた場合において、家屋番号、種類、構造及び床面積は、家屋所有者の申告により、申告がないとき又は申告を不相当と認めるときは、登記所の調査により、登記所がこれを定める。

第二章 貸賃価格の調査及び決定を削る。

第七條から第十三條までを次のように改める。

第七條乃至第十三條 削除

第二章 家屋の異動

第十四條 家屋台帳に登録することを要しない家屋の全部若しくは一部が家屋台帳に登録すべきものとなつたとき、第五條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋を建築し若しくは増築したとき又は同條の規定により家屋の価格を記載しない家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載すべきものとなつたときは、家屋所有者は、一箇月以内にその旨を登記所に申告しなければならぬ。

第十五條 第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋を建築し若しくは増築したとき、同條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載しないものとなつたとき又は家屋が減

失したときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第十六條 前二條に規定する場合の外、家屋の所在、種類若しくは構造の変更又は床面積の減少があつたときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第十七條 一個の家屋を數個の家屋とし又は數個の家屋を一個の家屋としようとするときは、家屋所有者は、これを登記所に申告しなければならない。

第十八條 審査、訴願及び訴訟を「第三章 雜則」に改める。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條 第十四條の規定により申告をなすべき場合において、同條に定める申告期限内に家屋所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告で所有者の変更があつた時にまだなしていなかつたものは、所有者の変更があつた日から一箇月以内に、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第十五條又は第十六條の規定により申告をなすべき場合において、申告前に家屋所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第二十條 この法律の規定による申告は、当該家屋の所在地の市町村長を経由してすることもできる。但し、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十九條ノ

二、第九十二條ノ二又は第九十七條ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書が登記所に提出されたものとみなす。

第二十一條を削る。

第五章 雜則を削る。

第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十四條に次の一項を加え、同條を第二十一條とする。

前項の規定による質問又は検査をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十五條を第二十二條とし、同條を次のように改める。

第二十二條 土地台帳法昭和二十二年法律第三十号(第三十七條の二、第三十八條、第三十九條、第四十一條の二、第四十三條の二及び第四十三條の三の規定は、家屋台帳の登録に關し、同法第三十七條の三の規定は、家屋台帳の閲覧又はその謄本の交付の請求について、同法第三十七條の四の規定は、家屋台帳の副本について、同法第四十三條の規定は、この法律の適用について、これを準用する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十六條を第二十四條とする。第六章を第四章とする。

第二十七條中「第二十四條」を「第二十一條第一項」に、「五百円以下の罰金」を「六月以下懲役又は十萬円以下の罰金」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十八條を削る。

第二十九條中「第十四條」の下に「又は第十九條第一項」を加え、「二百円」を「一萬円」に改め、同條を第二十六條とする。

附則第五條から第九條までを削る。

第三條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ二 土地台帳法第三十七條の二(家屋台帳法第二十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル土地台帳又ハ家屋台帳ニ登録セラレタル者ノ住所又ハ氏名若クハ名称ノ変更ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ登記名義人ノ表示ノ変更ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス

第四十九條に次の二號を加える。

第七十九條、第九十一條、第一百五條第一号又ハ第六十六條第一号ノ規定ニ依リ登記ヲ申請スル場合ニ於テ申請書ニ記載シタル事項ガ土地台帳又ハ家屋台帳ト

符合セザルトキ
十一 登記ノ申請ガ次條ノ規定ニ
反スルトキ
第四十九條ノ次に次の一條を加
える。

第四十九條ノ二 登記簿ニ掲ゲタル
不動産ノ表示ガ土地台帳又ハ家屋
台帳ト符合セザル場合ニ於テハ其
不動産ノ所有權ノ登記名義人ハ不
動産ノ表示ノ變更ノ登記ヲ為スル
非ザレバ当該不動産ニ付他ノ登記
ヲ申請スルコトヲ得ズ

登記簿ニ掲ゲタル登記名義人ノ表
示ガ土地台帳又ハ家屋台帳ト符合
セザル場合ニ於テハ其登記名義人
ハ登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記
ヲ為スル非ザレバ当該不動産ニ付
他ノ登記ヲ申請スルコトヲ得ズ

第八十條中「記載シ且土地台帳
原本ヲ添付スルコトヲ要ス」を「記
載スルコトヲ要ス」に改める。

第八十條ノ次に次の一條を加え
る。

第八十條ノ二 土地台帳法第十八
條、第十九條若クハ第三十二條ノ
規定ニ依ル申告ニシテ地目ノ變更
ニ関スルモノ、同法第十九條ノ規
定ニ依ル土地ノ滅失ノ申告又ハ同
法第二十六條ノ規定ニ依ル土地ノ
分筆若クハ合筆ノ申告ヲ為ス場合
ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項
第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納
付スルトキハ其申告ノ外ニ地目ノ
變更、土地ノ滅失又ハ土地ノ分合
ノ登記ノ申請アルモノト看做ス
前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項
ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ
於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ土地ノ
新番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十條ノ次に次の一條を加
える。

第九十條 第八十條ノ二ノ場合ニ於
テハ登記簿ノ記載ハ土地台帳ノ登
録アリタル後之ヲ為スコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ土地ノ番号ノ變
更アリタルトキハ土地台帳ニ基キ
登記簿ニ新番号ヲ記載スルコトヲ
要ス

第九十一條第一項中「其番号」の
下に「種類」を加える。

第九十二條中「新番号」の下に、
「新種類」を加え、「記載シ且建物
ノ番号ノ變更ノ登記ヲ申請スル場
合ヲ除ク外家屋台帳原本ヲ添付ス
ルコトヲ要ス」を「記載スルコトヲ
要ス」に改める。

第九十二條ノ次に次の一條を加
える。

第九十二條ノ二 家屋台帳法第十四
條若クハ第十五條ノ規定ニ依ル附
屬家屋ノ建築、家屋ノ増築若クハ
滅失ノ申告、同法第十六條ノ規定
ニ依ル家屋ノ所在、種類若クハ構
造ノ變更若クハ床面積ノ減少ノ申
告又ハ同法第十七條ノ規定ニ依ル
家屋ノ合併若クハ分割ニ関スル申
告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法
第二條第一項第二十号ノ規定ニ依
ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告
ノ外ニ附屬建物ノ新築、建物ノ建
坪ノ増減、建物ノ滅失、其敷地ノ
番号、其種類若クハ構造ノ變更又
ハ建物ノ分合ノ登記ノ申請アルモ
ノト看做ス
前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項
ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ
於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ新家屋
番号ヲ記載スルコトヲ要セズ
第九十三條中「其構造」を「其種
類若クハ構造」に改める。

類若クハ構造」に改める。

第九十條中「附屬建物」の下に
「種類若クハ」を加える。

第九十條ノ二 行政区画又ハ字ノ變更
ニ伴ヒ土地ノ番号又ハ家屋番号ノ
變更アリタルトキハ登記所ハ遲滯
ナク土地台帳又ハ家屋台帳ニ基キ
登記用紙中表示欄ニ變更ノ登記ヲ
為スコトヲ要ス

第九十二條ノ二を次のように改め
る。

第九十二條ノ二 第九十二條ノ二ノ場
合ニ於テハ登記簿ノ記載ハ家屋台
帳ノ登録アリタル後之ヲ為スコト
ヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ家屋番号ノ變
更アリタルトキハ家屋台帳ニ基キ
登記簿ニ新家屋番号ヲ記載スルコ
トヲ要ス

第九十五條第一号を次のように改
める。

一 土地台帳ニ自己又ハ被相続人
ガ所有者トシテ登録セラレタル
者
第九十六條第一号を次のように改
める。

一 家屋台帳ニ自己又ハ被相続人
ガ所有者トシテ登録セラレタル
者

第九十七條ノ二 家屋台帳法第十四條
又ハ第十五條ノ規定ニ依ル家屋ノ
建築ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ
登録税法第二條第一項第四号ノ規
定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ
其申告ノ外ニ第九十六條第一号ノ規
定ニ依ル所有權ノ登記ノ申請アル

モノト看做ス
前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ
登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於
テハ第三十七條第二項ノ規定ハ之
ヲ適用セズ
第九十八條ノ次に次の一條を加
える。

第九十八條ノ二 第九十二條ノ二第一項
ノ規定ハ第九十七條ノ二ノ場合ニ之
ヲ適用ス
前項ノ場合ニ於テハ家屋台帳ニ
基キ登記簿ニ家屋番号ヲ記載スル
コトヲ要ス

第九十條中「規定ニ依リテ証明
ヲ為スコトヲ要セズ」を「規定ニ依
ルコトヲ要セズ」に改める。

第九十條 不動産登記法中改正法律
(昭和十七年法律第六十六号)の一
部を次のように改正する。
附則第二項から第五項までを削
る。

第五條 法務府設置法(昭和二十二
年法律第九十三号)の一部を次
のようニ改正する。
第八條第三項中第五号を第六号
とし、以下順次一号ずつ繰り下
げ、第五号として次の一号を加
える。

五 土地台帳及び家屋台帳に關
する事項
第十三條ノ二第一項中「第七号」
を「第八号」に改める。

附則
(施行期日)
一 この法律は、昭和二十五年四月
一日から施行する。
二 (家屋台帳法に關する経過規定)
家屋台帳法は、改正後の同法第
五條の規定により家屋の価格を記

載しない家屋には、当分の間適用
しない。

三 従前の家屋台帳法附則第六條の
家屋については、当分の間、政令
の定めるところにより家屋台帳法
を適用しないことができる。
(土地台帳法及び家屋台帳法に關
する経過規定)

四 従前の土地台帳、家屋台帳及び
その副本は、改正後の規定による
土地台帳、家屋台帳及びその副本
とみなす。

五 従前の土地台帳法又は家屋台帳
法によつてした審査の請求、訴願
及び訴訟に關しては、この法律施
行後でも、なお従前の例による。

六 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

七 従前の土地台帳法又は家屋台帳
法により賃借価格を定めるべき旨
の規定のある土地又は家屋で改正後
の土地台帳法第九條の規定により
土地の価格を記載しない土地又は
改正後の家屋台帳法第五條の規定
により家屋の価格を記載しない家
屋となつたものについては、当該
土地又は家屋の所有者は、政令で
定める事項を登記所に申告しなけ
ればならない。

八 この法律の施行の際登記用紙中
に表示欄に家屋番号の記載のない建
物で家屋台帳に登録されているも
のについて、この法律の施行後最
初に登記をする場合には、登記官
吏は、家屋台帳に基キ同欄に家屋
番号を記載しなければならぬ。
九 第二項の規定により家屋台帳法

を適用しない建物に関する登記については、当分の間、なお従前の例による。

10 家屋台帳に登録することを要しない建物が家屋台帳に登録すべきものとなつたときは、登記官吏は、家屋台帳に基き登記用紙中表し欄に家屋番号を記載しなければならぬ。

国籍法案

国籍法

(この法律の目的)

第一條 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

(出生による国籍の取得)

第二條 子は、左の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。

三 父が知れない場合又は国籍を有しない場合において、母が日本国民であるとき。

四 日本で生れた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

(帰化)

第三條 日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務總裁の許可を得なければならない。

第四條 法務總裁は、左の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

一 引き続き五年以上日本に住所

を有すること。
二 二十歳以上で本国法によつて能力を有すること。

三 素行が善良であること。

四 独立の産計を営むに足りる資産又は技能があること。

五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失ふべきこと。

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

第五條 左の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務總裁は、その者が前條第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

一 日本国民の夫で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの。

二 日本国民であつた者の子(養子を除く)で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの。

三 日本で生れた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母(養父母を除く。)が日本で生れたもの。

四 引き続き十年以上日本に住所を有する者

第六條 左の各号の一に該当する外国人については、法務總裁は、そ

の者が第四條第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも帰化を許可することができる。

一 日本国民の妻

二 日本国民の子(養子を除く)で日本に住所を有するもの

三 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、且つ、縁組の時本国法により未成年であつたもの

四 日本の国籍を失つた者(日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。)で日本に住所を有するもの

第七條 日本に特別の功勞のある外国人については、法務總裁は、第四條の規定にかかわらず、国会の承認を得て、その帰化を許可することができる。

(国籍の喪失)

第八條 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

第九條 外国で生れたことによつてその国の国籍を取得した日本国民は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

第十條 外国の国籍を有する日本国民は、日本の国籍を離脱することができる。

2 国籍を離脱するには、法務總裁に届け出なければならない。

3 国籍を離脱した者は、日本の国籍を失う。

(帰化及び国籍離脱の手続)

第十一條 帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出は、帰化又は国籍の離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代つてする。

第十二條 法務總裁は、帰化を許可したとき、又は国籍離脱の届出を受理したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

2 帰化又は国籍の離脱は、前項の告示の日から効力を生ずる。

第十三條 前二條に定めるものの外、帰化及び国籍の離脱に関する手続は、法務總裁が定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 国籍法(明治三十二年法律第六十六号)は、廃止する。

3 この法律の施行前従前の国籍法の規定によつてした帰化の許可の申請又は国籍回復の許可の申請は、この法律の規定によつてした帰化の許可の申請とみなす。

4 この法律の施行前従前の国籍法の規定によつてした国籍離脱の許可の申請は、この法律の規定によつてした国籍離脱の届出とみなす。

5 この法律の施行前日本に帰化した者の子で従前の国籍法第十五條第一項の規定によつて日本の国籍を取得したものは、第六條第四号の規定の適用については、日本に帰化した者とみなす。この法律の施行前日本国民の養子又は人夫となつた者も、また、同様である。

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律

第一條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二條から第二百六條までを次のように改める。

第二百二條 帰化の届出は、告示の日から十日以内にこれをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。

一 帰化をした者の原国籍

二 告示の年月日

三 配偶者があるときは、その氏名及び国籍若し、日本の国籍を有するときは、本籍

四 父母の氏名及び国籍若し、日本の国籍を有するときは、本籍

第二百三條 国籍喪失の届出は、配偶者又は四親等内の親族が、その事実を知つた日から一箇月以内に、国籍喪失を証すべき書面を添附して、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。

一 国籍喪失の原因及び年月日

二 あらたに国籍を取得したときは、その国籍

第二百四條 国籍法第九條の規定によつて日本の国籍を留保する意思を表示しようとするときは、第五十二條第一項又は第二項に規定する出生届出義務者は、出生の日から十四日以内に、出生の届出とともにその旨を届け出なければならない。

五

天災その他前項の出生届出義務者の責に帰することのできない事由によつて同項の期間内に届出をすることができないときは、その期間は、届出をすることができるときに至つた時からこれを起算する。

第百五條 官庁又は公署がその職務上国籍を喪失した者があることを知つたときは、遅滞なく本籍地の市町村長に、国籍喪失を証すべき書面を添附して、国籍喪失の報告をしなければならぬ。

報告書には、第百三條第二項に掲げる事項を記載しなければならぬ。

第百六條 削除
第二條 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二第一項中「第三項」の下に「第一号」を加える。

第三條 明治六年第三百号布告改正法律(明治三十一年法律第二十一号)は、廃止する。

附則
1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前における国籍の取得又は喪失に関しては、この法律の施行後も、なお、改正前の戸籍法を適用する。

保護司法案
保護司法
(一)の法律の目的
第一條 この法律は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十

二)第十九條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な実施を期することを目的とする。

(設置区域及び定数)
第二條 保護司は、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)が都道府県の区域を分けて定める区域(以下「保護区」という。)に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

3 保護区ごとの保護司の定数は、中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて定める。

4 前項の定数を定めるに当つては、その土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮しなければならぬ。

(推薦及び委嘱)
第三條 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、中央委員会の委員長が、委嘱する。

1 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

2 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

3 生活が安定していること。
4 健康で活動力を有すること。
2 中央委員会の委員長は、前項の委嘱を、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長に委任することができる。

3 前二項の委嘱は、少年保護観察所長及び成人保護観察所長が推薦した者のうちから、第五條の規定による保護司選考会の意見を聞いて行われなければならない。

(資格事項)
第四條 左の各号の一に該当する者は、保護司になることができない。

1 禁治産者及び準禁治産者
2 禁こ以上の刑に処せられた者
3 日本国憲法の施行の日以後に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(保護司選考会)
第五條 中央委員会、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長の諮問に依つて保護司の委嘱及び解職に関する意見を述べさせるため、各地方裁判所の所在地に、中央委員会の附属機関として、保護司選考会を置く。

2 保護司選考会は、委員十三人(東京に置かれる保護司選考会にあつては、十五人)以内をもつて組織し、うち一人を会長とする。

3 保護司選考会の委員には、給与を支給しない。

4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、中央委員会の規則で定める。

(少年保護司及び成人保護司)
第六條 保護司を分けて、少年保護司及び成人保護司とする。

2 少年保護司は、主として青少年

に関する事務を担当し、成人保護司は、主として成人に関する事務を担当するものとする。

3 少年保護司及び成人保護司の別は、各保護司につき、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が協議して定める。

(任期)
第七條 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)
第八條 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(職務)
第九條 保護司は、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、社会奉仕の精神をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 保護司は、その職務を行うに當つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

(監督)
第十條 保護司は、青少年に関する事務については、地方少年保護委員会の、成人に関する事務については、地方成人保護委員会の指揮監督を受ける。

(費用の支給)
第十一條 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、中央委員会の規則で定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うため

に要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(解職)
第十二條 中央委員会の委員長は、保護司が第四條各号の一に該当するに至つたときは、これを解職しなければならない。

2 中央委員会の委員長は、保護司が左の各号の一に該当するに至つたときは、保護司選考会の意見を聞き、これを解職することができる。

1 第三條第一項各号の一に掲げる条件を欠くに至つたとき。
2 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
3 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。

3 前二項の規定による解職は、当該保護司に解職の理由が説明され、且つ、弁明の機会が與えられた後でなければ行つることができない。但し、第四條第一号又は第二号に該当するに至つたことを理由とする解職については、この限りでない。

(表彰)
第十三條 法務総裁は、中央委員会の意見を聞き、職務上特に功勞がある保護司を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(施行規則)
第十四條 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。

附則
I この法律は、更生緊急保護法(昭

和二十五年法律第四十

和二十五年法律第 号の施行
の日から施行する。

2 左に掲げる法律の規定中「司法保護委員」を「保護司」に改める。

1 犯罪者予防更生第十九條、第三十九條、第四十一條及び第五十二條

2 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第十六條及び第三十條の二
3 他の法令中「司法保護委員」とあるのは「保護司」と読み替へるものとする。

更生緊急保護法案

更生緊急保護法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、左に掲げる者が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、更に罪を犯す危険を防止するため、これに対する緊急適切な更生保護に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十條の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施するとともに、更生保護に関する事業の健全な育成発達を図ることを目的とする。

一 執行を終つた者
二 執行中、禁こ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者
三 十八歳以上で執行中又は禁こにつき刑の執行の言葉を受けた者
四 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

(定義)

第二條 この法律で「更生保護」とは、前條各号に掲げる者が親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、これに対し居住をまつ旋し、金品を給與し、若しくは貸與する等の一時保護又は一定の施設に收容して、宿泊所を供與し、必要な教養、訓練、医療、保養若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、もつてその速やかな更生を保護することをいう。

第三條 更生保護は、第一條各号に掲げる者に対し、その更生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、二十三歳未満の者に対しは、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しは、成人保護観察所長が、それぞれ、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」といふ。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行ひ、又は地方公共団体若しくは第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者(以下「更生保護会」といふ。)

3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後六月をこえない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行ふものとする。

4 更生保護を行うに當つては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつ旋するとともに、更生保護活動の奨励をすることにより、この法律による更生保護の期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

5 更生保護に関し職業のあつ旋の必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)に基き、本人の能力に適當な職業をあつ旋することに努めるものとする。

(更生保護の責任と範囲)

第三條 更生保護は、第一條各号に掲げる者に対し、その更生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、二十三歳未満の者に対しは、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しは、成人保護観察所長が、それぞれ、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」といふ。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行ひ、又は地方公共団体若しくは第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者(以下「更生保護会」といふ。)

3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後六月をこえない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行ふものとする。

4 更生保護を行うに當つては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつ旋するとともに、更生保護活動の奨励をすることにより、この法律による更生保護の期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

5 更生保護に関し職業のあつ旋の必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)に基き、本人の能力に適當な職業をあつ旋することに努めるものとする。

6 更生保護の業務に當る幹部職員が、中央委員会の規則の定める資格又は経験並びに更生保護に関する熱意及び能力を有すること。

7 職業紹介事業を自ら行おうとするものにあつては、職業安定法の規定により職業紹介事業を行う許可を得ること。

8 中央委員会は、前項の認可の申請があつたときは、左の基準によつて審査し、これに適合するものを認可しなければならない。

9 当該事業を営む者の経済的基礎が確実であること。

10 経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであること。

11 経営の責任者が社会的信譽を有すること。

12 建物その他の設備の規模及び構造が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。

13 第一項の認可には、更生保護事業を営む期間、その種類又は内容を

の長の意見を聞かなければならない。但し、仮出獄期間の満了によつて第一條第一号に該当した者については、この限りでない。

4 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前條第二項の規定により更生保護を委託しようとするときは、更生保護の円滑な実施を期するため、地方公共団体又は更生保護会のうち本人の更生保護に最も適當なものを選び、これに対し事前に連絡することに努めなければならない。地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、犯罪者予防更生法第四十條第二項の規定により応急の救護を更生保護会に委託しようとするときも、同様とする。

(更生保護事業の経営の認可)

第五條 国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を中央委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

一 名称
二 事務所
三 更生保護事業の種類及び内容並びに被保護者に対する処遇の方法
四 設立者の氏名、住所、経歴及び資産状況並びに経営の責任者の資産状況
五 経理の方針
六 建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の制限
七 経営の責任者及び更生保護の実務に當る幹部職員の名及び経歴

八 寄附行為、定款その他の基本約款

2 中央委員会は、前項の認可の申請があつたときは、左の基準によつて審査し、これに適合するものを認可しなければならない。

1 当該事業を営む者の経済的基礎が確実であること。

2 経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであること。

三 経営の責任者が社会的信譽を有すること。

四 建物その他の設備の規模及び構造が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。

五 更生保護の実務に當る幹部職員が、中央委員会の規則の定める資格又は経験並びに更生保護に関する熱意及び能力を有すること。

六 被保護者に対する教養、給養その他の処遇の方法が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。

七 職業紹介事業を自ら行おうとするものにあつては、職業安定法の規定により職業紹介事業を行う許可を得ること。

8 中央委員会は、前項第四号及び第六号の基準を定めるに當つては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及びこれに基く命令の規定を尊重し、又、これに違反しないよう注意をしなければならぬ。

9 第一項の認可には、更生保護事業を営む期間、その種類又は内容を

の長の意見を聞かなければならない。但し、仮出獄期間の満了によつて第一條第一号に該当した者については、この限りでない。

4 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前條第二項の規定により更生保護を委託しようとするときは、更生保護の円滑な実施を期するため、地方公共団体又は更生保護会のうち本人の更生保護に最も適當なものを選び、これに対し事前に連絡することに努めなければならない。地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、犯罪者予防更生法第四十條第二項の規定により応急の救護を更生保護会に委託しようとするときも、同様とする。

等について、この法律の目的を達成するために必要と認められる条件を附することができる。

(更生保護会の行為の更生保護)

第六條 更生保護会は、少年保護観察所長又は成人保護観察所長から第三條第二項の規定による委託があつたとき、更生保護を開始するものとする。

第七條 更生保護会は、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から犯罪者予防更生法第四十條第二項の規定による保護観察中の者の応急の救護の委託を受けることができる。

第八條 更生保護会は、被保護者の更生保護又は応急の救護につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の關係団体又は機關に照会して協力を求め、又、特に必要があると認められるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(認可事項の変更と更生保護会の廃止)

第七條 更生保護会は、第五條第一項第一号から第三号まで又は第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにして中央委員会の認可を受けなければならない。

第五條第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合に準用する。

の者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、且つ、第十二條の規定により支給を受けた費用に残存額があるときはこれを返還して、廃止の時期について中央委員会の承認を受けなければならない。

(更生保護会の監督)

第八條 更生保護会は、中央委員会に対し、毎年、十二月一日までに次年度の事業計画を、二月末日までに前年度の事業の成績を、会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理状況を、それぞれ、書面をもつて報告しなければならない。

第九條 更生保護会は、中央委員会の規則の定めるところにより、その事務所に左の帳簿を備え付け、遅滞なく所要事項を記載しなければならない。

一 更生保護の状況を明らかにする帳簿

二 更生保護を受けている者の名簿

三 会計簿

四 寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿

五 保管金品台帳

第十條 中央委員会は、この法律の目的を達成するため、更生保護会に対し、第一項以外の事項についても必要と認める事項の報告を求め、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員をして施設及び備付の帳簿並びに事業経営の状況その他必要な事項を調査させることができる。

五條第二項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その更生保護会に対し、同條同項の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、(事業経営の制限又は禁止)

(事業経営の制限又は禁止)

第九條 更生保護会が、第五條第四項若しくは第十四條第二項の規定による条件に違反し、第七條第一項の認可の申請、前條第一項の報告若しくは同條第二項の帳簿の備付及び記載を怠り、同條第三項の報告の求に依らず、又は正当の事由なく同條第四項の規定による命令に違反したときは、中央委員会は、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第五條第一項の認可を取り消すことができる。

第十條 更生保護会が法人である場合において、理事その他の業務を執行する役員が、その事業により個人の営利を図つたときも、前項と同様とする。

第十一條 第五條第一項の規定による認可を受けないで更生保護事業を営む者(国及び地方公共団体を除く。)が、その事業に関し営利を図り、若しくは被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、中央委員会は、その者に対し更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

第十二條 中央委員会は、前三項の規定による更生保護事業の制限、停止又は認可の取消の処分をする場合には、その処分を受ける者に、中央委員会の指定した職員に対して弁

明する機会を與えなければならない。この場合においては、中央委員会は、その処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

第十條 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

第十一條 地方公共団体は、更生保護事業を営むときは、あらかじめ、第五條第一項第一号から第三号まで、及び第五号から第八号までに掲げる事項を中央委員会に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

第十二條 第七條第三項並びに第八條第二項及び第三項の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

(更生保護事業審議会)

第十一條 中央委員会の委員長の間際に於いて更生保護事業の向上に関する重要事項を審議させるため、中央委員会の附屬機關として更生保護事業審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

中央委員会は、左の場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

一 第五條第一項の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二 第五條第二項第四号から第六号までの規則を定めるとき。

三 第九條第一項から第三項までの規定により、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第五條第一項の認可を取り消すとき。

四 法律に定められるもののほか、審議会の組織、所掌事務、委員その他の職員については、政令で定める。

(費用の支弁及び補助)

第十二條 国は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、第三條第二項の規定に基づく委託によつて生ずる費用を支弁する。

第十三條 国は、更生保護会に対し、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、左の各号に掲げる費用につき、補助金を交付することができる。

一 事務費
二 第八條第四項の規定に基づく命令による施設の改善に要する費用
三 第三條第二項の規定に基づく委託は、第一項の規定により国が支弁する金額が予算の金額をこえない範囲内において行なわれなければならない。(費用の徴収)

第十三條 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前條第一項の費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ)の長に嘱托することができる。

3 国は、前項の規定により、市町村の長に対し費用の徴収を嘱託した場合においては、その徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村に交付しなければならない。

(寄附金の募集)
第十四條 更生保護事業を営み、又は営もうとする者が、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その計画に着手する一月前までに、中央委員会に対し、その規則の定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

3 第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、募集の期間経過後遅滞なく中央委員会に対し、その規則の定めるところにより、募集の結果を報告しなければならない。

(表彰)
第十五條 法務総裁は、審議会の意見を聞き、成績の特に優秀な更生保護会又は更生保護事業に従事する職員を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(補則)
第十六條 この法律の規定は、更生保護事業に關し労働基準法及びこれに基く命令の規定が適用されることを排除する趣旨に解してはならない。

(罰則)
第十七條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項から第三項までに規定する制限又は停止の命令に違反した者
二 第九條第一項又は第二項の規定により認可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその更生保護事業を営んだ者
三 第十四條第一項の規定による許可を受けないで寄附金を募集した者
四 第十四條第二項の規定による條件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者

第十八條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第八條第二項第三号から第五号までに掲げる帳簿の備付をせず、又はこれに所要の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十四條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(施行規則)
第十九條 この法律の實施のための手続、その他その執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)は、廃止する。

3 この法律の施行前になした司法保護事業法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 この法律の施行の際、司法保護事業法第三條の認可を受けて現に司法保護事業を営む者は、この法律の施行後六月間は、第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者とみなす。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第三項中「司法保護」を「更生保護」に改める。
第十三條の七を次のように改める。
第十三條の七 中央更生保護委員会、その地方支分部局たる地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会並びに中央更生保護委員会の附屬機関たる更生保護事業審議会及び保護司選考会については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)、更生緊急保護法

(昭和二十五年法律第 号)及び保護司法(昭和二十五年法律第 号)の定めるところによる。

〇牧野政府委員 土地台帳法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
現在の土地台帳及び家屋台帳は、土地家屋の状況を明らかにし、地租及び家屋税を徴収するために必要な事項を登録する課税台帳でありますと同時に、地籍、家屋籍に關する台帳として、不動産登記制度の基礎となつておるものであります。しかるにこの土地台帳及び家屋台帳に登録する賃借価格の調査決定は、税務署においてこれを行うこととなつております關係上、その台帳の事務は税務署の所管とされておりました。地方不動産登記の事務が登記所の所管でありましたために、不動産制度の見地から考えますならば、いたずらに手續を煩雜にし、事務処理の円滑を欠くうらみがあつたのであります。今回、税制改革の一環といたしまして、地方税法の改正が行われようとしておりますが、これによりますと、地租及び家屋税は市町村がこれを徴収することといたしますとともに、その課税は右の賃借価格を基準とせず、毎年市町村において認定する土地家屋の価格を基準として行われることとなりますが、その結果は、賃借価格の登録をする必要がなくなつて、従つてまた税務署において台帳事務をつかさどる理由も消滅することとなるのであります。ここに於いて、土地台帳及び家屋台帳の事務は、これと最も關係の深い不動産登記の事務をつかさどる登記所に移管し、あわせて土

地台帳及び家屋台帳の事務と不動産登記の事務との間に、ある程度の手續上の簡易化をはかりますとともに、従来通り市町村に土地台帳、家屋台帳の副本を備へ、市町村の課税上支障を生じないよう相互の連絡をはかることといたしましたのであります。以上申し述べました趣旨によりまして、土地台帳法、家屋台帳法、不動産登記法その他關係法律の規定に所要の改正を加えるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案の要点を申し上げますと、まず土地台帳法の改正におきましては、第一に、土地台帳の事務を登記所に移管いたします結果、登記所に土地台帳を備へ、その登録の事務は、当該土地につき登記の事務をつかさどる登記所をつかさどるものといたしました。

第二に、今後は土地台帳に賃借価格を登録する必要がなくなり、土地の賃借価格に關する規定は、全部廃止することといたしました。なお、市町村におきましては、土地台帳の副本に、課税の基準となる土地の価格を記載することとなりますので、今後は土地台帳にも市町村長の通知により、土地の価格を記載するものといたしました。

第三に、土地の異動に關する所有者の申告は、現在ではすべて市町村を経由してすることとなつておりますが、今後は直接登記所に対してすることもできるものといたしました。

第四に、法令により登記名義人またはその相続人に代位して、不動産の表示の変更その他の前提登記を申請し、または嘱托することができる場合で

も、従来は、土地台帳法による申告を代位してすることができませんでした。ため、種々手続上の不便を生じましたので、今後は代位してその申告をすることができるよういたしました。

第五に、現在土地台帳の閲覧は許されないこととなっておりますが、今後土地台帳が登記所に移管されますと、登記との関係が現在以上密接となり、その閲覧の必要を生じて参りますので、従来の謄本の交付の制度のほか、新たに土地台帳の閲覧を認めることといたしました。

第六に、現行の土地台帳法は、申告、土地台帳の副本等に関する重要な事項をも、その施行規則においてこれを規定してあります。これらの規定を整理して、土地台帳法中にとり入れることといたしました。

第七に、罰則につきまして、必要な整備を行うことといたしました。次に家屋台帳法の改正におきましては、土地台帳法の改正と同様の趣旨によりまして、第一に、登記所に家屋台帳を備え、その登録の事務は、当該家屋につき登記の事務をつかさどる登記所がつかさどるものとし、第二に、家屋の賃貸価格に関する規定を廃止するとともに、家屋台帳には、市町村長が通知した家屋の価格を記載するものと、第三に、家屋台帳法施行規則中重要な規定を家屋台帳法中に取り入れることといたしましたほか、家屋に関する申告、家屋台帳の閲覧、罰則の整備につきましても、土地台帳法とほぼ同様の改正を加えることといたしました。

さらに不動産登記法の改正におきましては、第一に、現在、登記所が土地の所有権、質権もしくは地上権または

家屋の所有権の得喪変更等に関する事項の登記をいたしました場合には、これを税務署に通知して、税務署はこれに基づいて土地台帳または家屋台帳の登録を修正することとなっておりますが、今後はその必要がなくなりまので、その通知を廃することといたしました。

第二に、現在不動産の所有権の保存の登記及び不動産の分割、合併その他表示変更の登記を申請する場合には、土地台帳または家屋台帳の謄本を添付することとなっておりますが、今後はその必要がなくなりまので、これら謄本の添付を要しないものとしたしました。

第三に、不動産または登記名義人の表示が、登記簿と土地台帳または家屋台帳と符合しない場合には、その一致をはかるための措置として、当該不動産または登記名義人の表示の変更の登記により、まずこれを符合させた後、他の登記をすべきものとしたしました。

第四に、登記申請の手續の簡易化をはかる意味におきまして、土地台帳法または家屋台帳法による申告をする場合に、別に登記の登録税の納付がなければ、その申告のほかに、不動産の表示もしくは登記名義人の表示の変更の登記または所有権保存の登記の申請があるものとみなして、その登記をするものといたしました。

以上申し上げましたのが、この法律案の概要であります。次に国籍法案及び国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案について、提案の理由を説明いたします。

は新憲法及び改正民法の趣旨に沿わない規定が含まれておりますので、これを改める必要があるものであります。改正を要する條文が多数に上ります。関係上、現行国籍法を廃止して、新たに国籍法を制定することといたしましたのであります。またこの新たな国籍法の施行に伴つて、戸籍法その他の関係法律を整理する必要があるものであります。以上の理由によりこの二つの法案を提出いたしましたのであります。まず国籍法案の内容について、現行法と異なる点の概要を説明いたします。

第一に現行法では、国籍を離脱することができず、かつ、国籍を離脱する許可を必要とする場合があるものであります。これは国籍離脱の自由を保障した憲法第二十二條第二項の規定に抵触いたしますので、この法案におきましては、外国の国籍を有する日本国民は、すべて法務総裁に届け出るることによつて、自由に日本国籍を離脱することができるといたしました。

第二に現行法では、第二條その他民法の家の制度に立脚する規定があるものであります。家の制度は両性の本質的平等及び個人の尊厳を宣言した憲法第二十四條の精神に反するものとして、すでに民法の改正を見た次第でありますので、この法案では、現行法のこれらの規定を廃止することといたしました。

第三に現行法は、国籍の取得についても、また喪失についても、妻は夫の国籍に従うという原則及び子は父または母の国籍に従うという原則を採用しており、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知等の身分行為に伴い、あるいは夫

または父母の国籍の得喪に伴つて、当然に妻または子の意思に基かないでその国籍の変更を生ずることになつていたのであります。これもまた憲法第二十四條の精神と合致いたしませんので、この法案におきましては、近時における各国立法の例にならぬ、国籍の取得及び喪失に関して、妻に夫からの地位の独立を認め、その意思を尊重することとし、また子についても、出生によつて日本国籍を取得する場合を除いて、子に父母からの地位の独立を認めることといたしました。

第四に現行法では、帰化人等に対しては、国務大臣その他国家の重要な官職につく資格を制限いたしてありますが、これは、国民はすべて法の下において平等であることを宣言した憲法第十四條の精神に反しますので、この法案では、帰化人等に対するかかる資格の制限を撤廃いたしました。

第五に現行法では、日本に特別の功勞のある外国人につきましては、勅裁を得て帰化を許可することができるとなつておるのであります。憲法第四條の規定によつて、天皇には国政に関する権能がないことになりましたので、この法案では、国会の承認を得て帰化を許可することができるといたしました。

その他この法案では、二重国籍の発生を防止するため、外国で生れたことによつてその国の国籍を取得した日本国民は、戸籍法の定めるところによつて日本の国籍を留保する意思表示をしなければ、出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失うものとし、また現行法における国籍回復の制度を帰化の制度に統一し、なお帰化及び国籍離脱の効

力の発生の時期を明確にするため、帰化及び国籍の離脱は官報に告示された日から効力を生ずることといたしました。

以上説明いたしました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。

次に、国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、新国籍法の施行に伴いまして、国籍の取得及び喪失に関する戸籍の手續にも変更を生ずることとなりまので、戸籍法中国籍の得喪に関する規定に所要の改正を加えることといたしました。

第二に、新国籍法の施行に伴いまして、法務局及び地方方法務局に法務総裁の管理いたします国籍事務を分掌させる必要がまいりますので、法務府設置法に所要の改正を加えることといたしました。

第三に、明治六年第三百号布告改正法律は、外国人を養子または入夫とする場合の條件を規定いたしておるのであります。入夫婚姻の制度は、現在すでに廃止され、また新国籍法では、養子縁組は、日本国籍取得の原因とはならないこととなつて、右の法律は必要がなくなりまので、これを廃止することといたしました。以上簡單であります。国籍法案及び国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案について、その内容を説明いたしました。次に保護司法案の提案理由について御説明申し上げます。いわゆる刑余者等のよき相談相手として、何ら報酬を目標とすることなく、

ひたすら奉仕の精神をもつてこれら社会の落伍者の更生補導に当つて来まし
たわが国司法保護委員の制度は、昭和
十四年九月現行司法保護事業法施行の
以前から、その献身的な努力によりま
して幾多の犯罪者を更生させ、犯罪の
防遏に大きな功績を築いて参つたので
ありますが、別途この国会に上程にな
りました更生緊急保護法案を案の
かつかは、これに伴ひまして、司法保
護事業法と、これに基く司法保護委員
令が廃止されることと相なります。と
ころが一方この司法保護委員は、犯罪
者予防更生法による保護観察その他犯
罪前歴者の改善更生並びに犯罪の予防
活動等に必要不可欠の重要な任務を帯
びておりますので、ぜひともこの種事
務に従事する者の組織、権限に関する
法律を新たに制定する必要があること
であります。よつて本法案は、この機
会に犯罪者予防更生法その他の関係法
令と完全に調和した独立法を制定する
こととしたし、従来の司法保護委員に
かえて、その任務にふさわしい名称の
保護司を置き、これに適用すべき各般
の基準を定めまして、同法の円滑な実
施を期せんとするものであります。か
ような本法案の趣旨は第一條に法の目
的として掲げたところであります。が、
以下その他の條文の内容について重要
な点を概略御説明申し上げます。

第一に、保護司の職務の執行区域、
職務、監督、事務の執行に要した費用
の支給及び表彰について規定いたして
おりますが、これらはこの法案第一條
の法の目的及び後述の保護司の任期に
関する規定と相まつて、保護司の公的
な身分と責任の範囲を明かにいたすも
のであります。保護司は大体従来の司
法保護委員の性格を受継ぎまして、そ
の職務の基本態勢は社会奉仕の精神を
もつて職務を遂行するものであり、ま
たこれには給與を支給いたしません。
けれども現実には職務の遂行に要した費
用にいきましては、これを全部保護司
の負担にまつことは、事務の性質及び
実効の点等から見て当を得ませんの
で、国が予算の範囲内でその費用の兩
部または一部を支給できる道を開くこ
とにいたしてあります。保護司は、以
上のごとくまつたく奉仕的にこの国の
事務に従事する篤志家であり、すか
ら、職務上特に功勞のあつた方々に對
する表彰の道を法文上明確にいたしま
すことは、國としていささかその勞に
報ゆる当然のことと存するのでありま
す。なおこの保護司の性質、すなわち
国家公務員法案または刑法との關係に
ついてはありますが、保護司は、それ
ぞれ社会で現に活動中の方々にお願
いして、その本職のかたわら無報酬で
奉仕的にこの仕事に携つていただくの
でありますから、これに国家公務員法
を全面的に適用することは妥當でない
のであります。人事院もまた同様の
解釈であります。しかし、その身分は
この法案による委嘱をまつて発生する
ものであり、またその従事します事務
は本法案及び犯罪者予防更生法に規定
するものであります。すなわち保護
司は法令により公務に従事する職員に
ほかならないのでありますから、刑法
上は公務員として取扱うべきものと解
するものであります。第二に、保護司の
推薦及び委嘱、欠格條項、保護司選考
會、保護司の任期並びに保護司の解職
について規定いたしました。全保護司
が常に適任者のみで充實されることを

期しております。法務總長が司法保護
委員を任命または解任する従来の形を
改めまして、この法律による保護司
は、中央更生保護委員會が委嘱または解
職するものとし、その委嘱または解
職にあつては、各地に置かれる保護
司選考會の意見を聞き、また解職の場
合に当該保護司に弁明の機会を與える
ことにいたしましたのは、法の運用を
犯罪者予防更生法の規定に調和させ、
かつ保護司の進退に特に慎重を期する
意図にほかならないのであります。第
三に、保護司の設置区域及びその定数
と保護司の種別に関する規定を設けて
おりますが、これは、保護司の従事し
ます事務が、広く全国的に発生散在
し、かつその内容、対象ともきわめて
複雑多岐多様にわたりますのにかんが
みまして、保護司の最も適正な配置に
意を用いてゐるのであります。以上が
本法案の要旨であります。

最後に更生緊急保護法案の提案理由
について御説明申し上げます。

最近犯罪の累増、凶悪化が国民生活
の平穩を脅かし、平和国家建設の前途
に大きな暗影を投じました。社会良心
の的となつておまじすことは御承知の
通りであります。この憂うべき犯罪
現象の陰には、多くの場合、すでに犯
罪の経歴を過去に持ついわゆる前歴者
がおどつてゐるのであります。その
者があるいは新しい犯罪集團の中核と
なり、あるいは自暴自棄に走り、また
は一層無謀大胆な犯行に出るなど、そ
の現象に大きな役割を演じております
ことを考え合せますと、この前歴者の
再犯を完全に防止することが今日の社
会不安を一掃し、国家再建の基礎を確
立するためにきわめて重要な事柄であ
ると存するのであります。しかしてこ
の再犯防止の大きな一つの基本的措置
といたしまして、去る第五国会で御審
議可決を得まして、昨昭和二十四年七
月一日から施行に相なつております犯
罪者予防更生法があるものであります
が、同法によりますと、その保護観察
の対象は、仮釈放中の者、仮退院中の
者、少年法により家庭裁判所において
地方少年保護委員會觀察の保護処分を
受けた者、及び少年時刑執行猶予の言
い渡しを受け猶予中の者の四者に限定
されておまして、これに漏れたいわ
ゆる満期釈放者、起訴猶予者または大
半の成人の刑執行猶予者等のうちに
も、その再犯防止に何らかの確な保護
の措置を必要とするものが少なくあり
ませんにもかかわらず、これについては
現在ほとんど放任の状態にあり、國の
施策といたしましては、わずかに今日
すでに無力に近い状況に陥つてゐる司
法保護事業法(昭和十四年法律第四十
二号)が在するに過ぎません。またこ
の犯罪者予防更生法も、國の財政等を
考慮して、専用の收容保護施設に關す
る規定が設けられておりませんため、
同法による保護観察中の者に対する應
急の救護の措置に万全を欠くうらみが
あるのであります。

そこでこの法案は犯罪者予防更生法
の適用を受けないいわゆる満期釈放
者、起訴猶予者等のうち再犯率の最も
高いと認められる状況にある、すなわ
ち刑事上の手続によつて身体の拘束を
解かれた後一定の期間内の者に対しま
して、強制力を伴わぬ緊急適切な更
生保護の措置を講じて、その再犯防止
に遺漏ならしめることを期し、あわ
せて犯罪者予防更生法の規定する保護

は一步後退し、わずかに奨励金の支出をもつてこの種事業の経営をもつばら民間篤志家の手に依存する近状にありましたものを戦後の経営困難その他諸般の事情にかんがみ、ここにその本然の姿に帰せんとするものであります。

第二に、保護の開始手続及び更生保護会の行方更生保護について規定いたしました。更生保護の措置は本人の申出があつた場合にのみ適用が考慮されること、及びその当面の事務の取扱責任者たる保護観察所長を初め、関係機関のとりべき保護の手続、委託の場合の保護措置の内容を明らかにし、あわせて犯罪者予防更生法の規定による保護観察中の者に対する応急の救護に、更生保護会を容易に活用できる道を開いておきます。

第三に、更生保護事業の経営の認可と認可事項の変更、変止、更生保護会または地方公共団体の営む事業の監督、事業経営の制限停止、認可の取消し、事業の運営監督に関する重要事項審議のための更生保護事業審議会、寄付金の募集の監督及び罰則等について詳細な規定を設けておりますが、これはただいま申し述べましたこの事業の本質及び今日の経済その他各般の事情にかんがみまして、従来比較的ゆるやかな監督のもとに置かれてきた司法保護団体運営の方式を一掃いたしました。新たな形態のもとに、この法案による更生保護事業が真に社会の信頼にこたえ、また治安の確保に寄與できますようにより事業の認可その他各般の監督を適正に行い、もつて国がみずから直接この事業を全面的に行う場合と実質上ほとんど異ならない支配のもとにおいてこれを管理しようとするものであります。

第四に、費用の徴収及び表彰について規定しておりますが、これは前述の厚生保護開始の手続の規定と相まつて、国と被保護者との関係を明らかにし、また報酬をも度外に置き、この困難な事業に献身される更生保護会またはこの事業に従事職員に対し、特に国として表彰の道を開く旨を法制上明確にいたしましたものであります。

以上が本法案の要旨であります。新憲法の公布後、その精神を具現するたため、犯罪前歴者の再犯防止に関する根本的法的措置は、刑事政策の一環として、まず第二国会において新少年法及び少年院法が、次いで第五国会において犯罪者予防更生法及び同法の施行法がそれぞれ可決成立し、すでに実施に移されて、遂次その実効をあげているのであります。本法案関係と別途提案の保護司法関係の分野については、事務の性質上その他各般の事情から今日までその改廃が遅延していたものであります。今回この両法案の法制化によりまして、初めてここに前歴者の再犯防止に関する法制が総合的な体系として整い、すでに実施されております右の各関係法令も、全面的にその効果を發揮することと相なるのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○花村委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。何か御質疑はございませんか。

○諸委員 一点だけお尋ねいたします。土地台帳法等の一部を改正する法案について、私は内容をまだよく検討しておりませんから、條文の微細にわたつての質問は後日に譲りたいと思つておりますが、概略的に見まして、農地調整法、自作農創設特別措置法に基きまして、自作農の創設が登記手続上非常に遅れていくというところ、一つの大きな問題に相なる。そこでさういふ点におきまして、こういふ登記方面の法規が改正せられまして、なほその登記が遅延し、自作農の土地の所有が確保せられないような状態が起るやいなや、さういふ点に對しては多少の危惧の念があるものであります。さういふ点に對しては何ら心配はないかという政府の御確信があるのかどうかをお答え願ひたいと思つております。

○花村委員長 ただいまの猪俣浩三君の質疑に對する答弁は、民事局長がおりませんので、後に譲りたいと存じます。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。――別になければ、本法案の審議はこの程度にとどめ、次に矯正保護作業の運営及び利用に関する法案を議題といたし、質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。小玉治行君。

○小玉委員 私は本法案についてまず總括的にお聞きしたいと思つてます。中小企業が仕事がなくならず非常に苦境にあることは、法務府当局もよく御認識のことと思つておりますが、この法を施行する段階になります。いわゆる官公需の仕事はまず優先的に刑務作業にとつてしまふという結果になりまふために、民間の印刷業であり

まするとか、木工であるとかいつた部分の仕事が非常に圧迫する結果になるのではないかと思つてます。むしろ法律で、徴役に科せられた者については国家においてこれに職業を與えなければならぬといふことは当然のことでありませうけれども、一面その結果非常に民間企業を圧迫して、失業者が繰出するといふ結果に相なるものであります。この矯正保護作業の運営及び利用に関する法案の提案理由を拜見しますと、この点についてかようなことを申しております。――さらに考慮すべきは、現在のごとく矯正保護作業の確保を、まずたく一般企業との自由競争に放置しますれば、その当然の結果として矯正保護作業は、仕事を手に入ることができず、ために受刑者の矯正保護はもとより、刑務所の治安維持の上からも、まことに憂慮すべき事態を来すことがおそれられるのであります。ところが配付になりました法務府矯正保護局からの資料によりまして、印刷の方は昭和二十二年に三千二百六十五万五千四百五十九円という収入高になつております。それが昭和二十三年度は七千四百二十五万八千八百三十三円、昭和二十四年度は六千九百二十四万九千四百七十四円、これは註によりまして、二十四年度は十二月末現在であるといふことになつておりますから、これを年度末の三月まで加算すれば、やはり二十三年度と同様あるいはそれ以上の額に達するのではないかと思つてます。また洋裁縫については、二十二年度は千二百六十六万三千七百九十九円、二十三年度は二千二百八十五万四千四百三十五円、二十四年度

が二千九百五十四万五千九百八十円、こういふに非常に収入がふえておる。さらに金層工は昭和二十二年に二百五十八万五千二百五十七円、二十三年に四百三十三万七千二百四十五円、二十四年度は一月から三月までを除いても四百九十九万四千八百八十二円、こういふふうになつて大體ふえておるようですが、この表から見ると、この提案理由にありまふように、このまま自由競争に放置しておくと、当然の結果として仕事の入手が困難になるといふやうなことはちよつと見当らないように思われるのであります。しかのみならず大體刑務所が仕事をすること、仕事の性質はやはり私企業であらうと思つておるものであります。だん／＼自由競争時代になりますれば、一般の民間の私企業と刑務所の企業とは同じ立場において、同じ地位において競争してしまふべきではないかと思つておるものであります。特に刑務所作業については優先的にこれを保護するといふことは、職業の自由の原則から申しましても適當でないと思つておるものであります。かような観点から、私はまず第一の表から見れば、だん／＼刑務所作業の収入は三年間の統計を見ても増加しておるやうな実情にあるにかかわらず、かような法律をつくつて特に刑務所作業を保護しなければならぬといふのは、いかなる理由に基くのであるかといふ点についてお伺ひいたします。

第二点といたしましては、今日刑務所作業をかうにして強化いたしますと、民間企業を圧迫する。その当然の結果として印刷業であるとか、あるいは洋裁縫その他について非常な失業

者が出て来るということも考えられるのであります。それに対しては、いかなる対策を講ぜられる考えであるかというこの二つの点についてまず私は御質問申し上げたいと思つてあります。

○古橋政府委員 たいま御質問でございます。提案理由のうちで、刑務所はこのまま放置いたしますれば、作業が少いために漸次就業が悪化して、治安上はなほ困難になるというところを書きました点について、参考資料として出しました表における作業収入の漸次高まつたこととらみ合せて理解ができないという仰せでございます。その点についてまず申し上げます。御承知のように戦争中に刑務所が施設を失いましたのは、全施設の約三分の一でありまして、しかも当時約五万人の人間を收容し得る施設であつたのでございます。ところが終戦後非常に收容者がふえて参りました。現在では十万人に達しております。終戦後宿舎その他の建築を第一番にいたしまして、それにつれて漸次工場等に手をつけて参りまして、ただいまようやくその七分通り、あるいは六分通りまでの工事を進めておるわけでございますが、しかしまだ工場に至つては、戦前程度には復旧いたしておりません。従いまして昭和二十三年ごろの就業者の数並びにその当時の工場との関係、また昭和二十四年度におきます就業者の数とその工場との関係などが、この作業収益にも非常に影響して参つております。なお物価の高騰ということもございまして、また作業によりましては、たとへば非常に材料の少ないマツチ箱を張らせるとか、封筒を張らせるとかいうよ

うな仕事をやらしてありますれば、作業収益というものは非常に少いので、表の上では少くなるわけでありまして、これがある程度組織いたしますれば、どうしても材料を注ぎ込みますから、その材料代はそのまま数字に出て参つております。従いまして、この表でもつて刑務所の作業経営が非常に整つて来たということとをただちに断定することは参りません。むしろ私もふえましたにがかわらず、作業を興えるという事は事実上刑務所におきましては非常に困難を加えておるのであります。現地の刑務所におきましては、毎日ほとんど一万に達するような夫業状態にある人々を收容しておるのでございまして、その数は決して減少しておるといふわけではございません。もつとも最近私どもにおきましては、受刑者を遊ばしておいてはいけないので、いろいろむりをして何でもかんでも少しでも仕事をにつけるというぐあいに指導いたしておりますために、現地の努力によりまして、ある程度の仕事はつけるようにしておりますが、その仕事をやることの困難という点につきましては、非常に大きなものに加えて来ておるのであります。

なお御質問の第二点でございますが、この法律は中小企業への圧迫になつて、この法律実施のために夫業者を増大するということを考えなかつたか、またそれに対してどういふ措置を講ずるつもりであつたかという御質問でございます。私ももちろん刑務作業をやります上につきましては、この法律の必要だけではないに、中小企業に対する関係も、われわれの知識の範囲

内において十分考慮いたしました上に、なお政府部内の各機関の御意見も徴しまして、この法律の草案を進めたつもりでございます。刑務所の作業が日本の全体の経済にありまますその地位というものは、非常に小さいものでございまして、また全国の官公庁に属するいわゆる官用主義の線に入つております工業に対しまして刑務所の作業の比例、これも数字で申し上げますと、大体私どもは一パーセントぐらいと承知いたしておるのでございます。そしてこの一パーセントに当る刑務所作業が中小企業に対してどういふぐあいに影響を興えるかということも考慮いたしております。これはもちろん刑務所作業が今日民間作業ばかりに依存しておつて、直ちにこれを官用主義に振りかえるというわけではございませんが、すでに刑務所作業の経営は実質的にある程度官用主義の線に向けられて参りました。今日では全作業を通じて参りますと、約五十パーセントぐらいが官用主義の線に入つて来ておまして、そのほかの約五十パーセントが民間という事になつております。従いまして將來この法律を実施いたして参ります上に影響があるとすれば、刑務所がこの五十パーセントの民間作業をやめて、官用に振りかえるという点に影響があると思つて、私も聞いておりますところによると、中小企業庁におかれても、この刑務所作業の官用主義が中小企業にいかん影響するかということにつきまして御調査の上、影響がないようにに御決定になつたというところを聞いておるのでございます。御必要がございすれば、そちらの方から資料をお寄せになれば、その点は私

が申し上げるよりはつきりいたすと思つてございまして、それが印刷工と木工について御質問がございましたので、大体の御説明を申し上げたいと思つて、印刷作業は約七十パーセントがすでに官用に振りかかつております。そのうち約五十パーセントが他の官庁、二十パーセントが自治庁、法務府関係というぐあいでございまして、あとの三十パーセントが民間にその道を求めておるのでございまして、大体それが今日の作業の状態でございます。將來においてもこの程度はあまり増大いたしません。金額で申し上げますと、本年度の印刷の収入は大体一億二千万円程度までになる予定でございますが、そのうち三千六百万円程度が民間になつておまして、將來これが官用になつて来る程度でございます。その金額が印刷工業全体のパーセンテージでどういふ数字を持つておるか申し上げますと、大體昭和二十四年度の全国印刷業は、官需、民需合せて二百四十億と推定されております。従いましてそのうち約三千六百万円程度が將來官需になる部分に当るわけでございます。パーセンテージから申しますれば、ほとんど問題ならぬ数字のように承知いたしておるのでございます。

木工につきましては、大体これと同じようなことが申し得るのでございまして、民間作業に対して一%にも達しない。○三%程度の全作業能力でございます。その中の約半数の民需の分が振りかわるといふ程度の影響を及ぼすわけでありまして、従いまして私どもは官用主義の法律ができました上において、社会に大きな経済的影響が

参り、失業者がふえるというところは、どうも考えられないと承知いたしておるのでございます。

なおおしなからこの法律の実施の上におきまして、もちろん刑務所作業を膨大なものにしたしまして、生産本位にいたすということになりますれば、いろいろ影響もあることはもちろんでございますが、当局といたしましては、矯正を本位にいたしまして、生産作業につきながら職業の訓練ができるようないかに考えますために、刑務所作業の拡張ということも、私どもいたしましては必要の程度を越さないようにやつて参りたいと思つております。そのために私どもがただいま考えておりますことは、官用主義の法律がもし制定せられることになりますれば、その実施のためには私ども法務府以外におきまして、各關係官庁並びに業者の代表という方の協議会を持ちまして、それによりまして刑務所作業の運営におきまして、中小企業との関係を遺憾なく調節するようになつていきたいと思います。

「委員長退席、角田委員長代理席」

○小玉委員 いろいろお伺いしたのであります。この表にある最近三箇年の業種別の作業収入高という面から見れば、逐年刑務所作業収入はふえておる。ところがこれはいろいろ刑務所の方で、当局は苦心して、受刑者に職業を興えることに努力しておる。それが何とか失業せずにやつておるのだというところを先ほどもおつしやいました。これは民間の企業者といえども、現在の経済不況についてはまつたく血

と涙をもつて、やつと闘つて生活をしておる現状でありますから、刑務所当局におかれてもほんとうに民間企業の方々と同じように、仕事を與えることに努力するのは当然のことであると思つております。でありますから、もしこの法律をつくられた結果、刑務所の関係の方々がこの法律に依存して、今まで續けておる努力を放棄するような結果になりますと、これはゆゆしい問題だと思つておられます。でありますから今の状況を續けて行つても、御説明によりますと、全体としてはわずかに一％くらいしか民間企業に食ひ込まないといふことではありますから、それならば私は刑務所当局が真剣にこの民間企業の方々と同様に、ほんとうに努力されたならば、わずかに一％くらいの仕事はとり得て、かような法律は設ける必要はないのじやないかと考へるのでありますが、その点について御説明をお願いしたいと思います。

○古橋政府委員 もちろんこの法律に通りまして、刑務所側で十分な努力をいたさなければ、とうてい收容者に適當な作業を與へ、訓練を全うすることは困難であります。数字の上におきまして、現在まである程度やつてゐるのであるから、それでたくさんだといふ御議論でございますが、しかしながら私どもの見でおりますところでは、今日このまま推移いたしますれば、私は遠からず刑務所の作業が非常な困難にぶち當つて参ると思つてござります。のみならず、さような仕事を探したために狂奔して、一般の自由市場において競争をするといふことは、かえつてまた一般の生産者に対する影響がどうかと思つてござります。

○古橋政府委員 この統計は、本年の二月に日本印刷工業会が通産大臣あてに提出した諮問の答申書に、その数字が出てゐるのでござります。

○小玉委員 この法案を立案するにあたりまして、印刷であるとか、そのほかここに掲げてある幾多の業者の御意見は御聴取になつたのでありまじやうか。その点をお伺いしたいと思います。

○古橋政府委員 草案中には、直接生産関係者には御意見を承りませんでした。通産省の御意見は十分承つております。

○小玉委員 大体かようなことは、民間企業者に直接影響のある問題でありますから、立法にあつては、そうした方面の意見を徴されることが、ある

ものねらいは、一石二鳥と申し上げまじやうか、刑務所の作業を一定の規格のもとにおきまして、一定の範囲から出ないようになつて、私企業との競争というのを避けます。その半面刑務所におきましても、適當な仕事をある程度得まして、それによつて矯正訓練にさらに一層努力して、受刑者をして、出てから再び職がないとか、あるいは職につけられない、能力がないといふようなこと、無いもどつて来ることのないようにいたすことが必要であると思つてゐるのでござります。

○小玉委員 先ほど印刷関係について、全国の印刷の収入と申しますか、それは統計によると二百四十億、そのうち刑務作業は三千六百万円とおつしやいまして、これは二百四十億という統計ですが、これはどこからの統計でござりますか。

○古橋政府委員 この統計は、本年の二月に日本印刷工業会が通産大臣あてに提出した諮問の答申書に、その数字が出てゐるのでござります。

○古橋政府委員 草案中には、直接生産関係者には御意見を承りませんでした。通産省の御意見は十分承つております。

○小玉委員 大体かようなことは、民間企業者に直接影響のある問題でありますから、立法にあつては、そうした方面の意見を徴されることが、ある

いは安当ではなからうかと思つてゐる。いづゆる通産省だけの意見を聞いて、一般民間企業の意見を聞かなくてといふことは、いかなる経過に基くか、その点をお尋ねしたいと思つてゐます。

○關政府委員 この法案を立案するにあたりましては、ただいま古橋局長から申し上げたように、民間の方には直接御意見を伺わなかつたのであります。その点であります。刑務作業をどう考へるかという、基本の問題は民間企業との競争の問題でありますから、私どもとしては非常に苦心いたしましたのであります。直接民間の業者に伺うのがいいか悪いか、あるいはその行政面を担当してゐる関係各省の御意見を伺うのと定めるのがいいか悪いか、いろいろスタートするに苦しいと思つたのであります。私どもとしては結局いろいろ考へまして、これはその各部面を担当してゐる行政庁にお伺いをいたさう、こゝういふことにきめたのであります。

○古橋政府委員 草案中には、直接生産関係者には御意見を承りませんでした。通産省の御意見は十分承つております。

○小玉委員 大体かようなことは、民間企業者に直接影響のある問題でありますから、立法にあつては、そうした方面の意見を徴されることが、ある

○古橋政府委員 草案中には、直接生産関係者には御意見を承りませんでした。通産省の御意見は十分承つております。

○小玉委員 大体かようなことは、民間企業者に直接影響のある問題でありますから、立法にあつては、そうした方面の意見を徴されることが、ある

れに基いて率直な御意見を伺いたいといふふうにお聞きして、それらの問題について、去年の春ごろから数回にわたつて会議を開きまして、こちらとしては大体こゝういふ法案をつくりたいといふ気持ちで事に臨み、別に案を確定せず、各省の御意見を伺ひまして、そのうちにだん／＼こゝういふものを固めて行つたのであります。私どもとしては、立案については個々の業者の御意見を聞かなかつたのは、さういふ理由からであります。関係各省においてその個々別々の中小企業、あるいは労働面等の御意見は十分そこで反映して、私どもの方へ御通告いただけるとは思つて、直接お伺ひすることはしなかつたわけでありまして。

○古橋政府委員 刑務所の作業の運営におきまして、民間作業との競争を避ける上におきましては、どうしても受刑者の仕事に勢ひ困難な仕事に向けられて参るのでござります。しかしその仕事も、このような仕事の中に矯正的に見て非常に有効な仕事も多々あるのではありませんから、私どもといたしましては、さういふ点に特に重点を置いて刑務作業を經營して行く方針でやつて参りまして、ただいままでに、北海道の開發作業にはすでに二箇年引續いて多数の受刑者を送りまして、特に北海道の山奥であるとか、あるいは水の中に入つて働くかといふような相当困難な仕事であります。その仕事に従事させておられます。本年もまた引續き北海道にその作業を実施いたしたいと思つておられます。

○古橋政府委員 草案中には、直接生産関係者には御意見を承りませんでした。通産省の御意見は十分承つております。

○小玉委員 大体かようなことは、民間企業者に直接影響のある問題でありますから、立法にあつては、そうした方面の意見を徴されることが、ある

ころを、刑務所の努力によつて非常に能率的に優秀にやるといふ例もありませんので、こゝうした面に今日まで刑務所の作業としてどの程度どういふふうな方面に、どの程度こゝうした作業が行われておるかといふようなことを、お調べになつておつたら承りたいと思つてゐます。

○古橋政府委員 刑務所の作業の運営におきまして、民間作業との競争を避ける上におきましては、どうしても受刑者の仕事に勢ひ困難な仕事に向けられて参るのでござります。しかしその仕事も、このような仕事の中に矯正的に見て非常に有効な仕事も多々あるのではありませんから、私どもといたしましては、さういふ点に特に重点を置いて刑務作業を經營して行く方針でやつて参りまして、ただいままでに、北海道の開發作業にはすでに二箇年引續いて多数の受刑者を送りまして、特に北海道の山奥であるとか、あるいは水の中に入つて働くかといふような相当困難な仕事であります。その仕事に従事させておられます。本年もまた引續き北海道にその作業を実施いたしたいと思つておられます。

○古橋政府委員 草案中には、直接生産関係者には御意見を承りませんでした。通産省の御意見は十分承つております。

○小玉委員 大体かようなことは、民間企業者に直接影響のある問題でありますから、立法にあつては、そうした方面の意見を徴されることが、ある

○古橋政府委員 草案中には、直接生産関係者には御意見を承りませんでした。通産省の御意見は十分承つております。

○小玉委員 大体かようなことは、民間企業者に直接影響のある問題でありますから、立法にあつては、そうした方面の意見を徴されることが、ある

營の上に非常に困難を感じておる点でございまして、受刑者の中には身体強壯な者ばかりではございません。特に身体的な欠陥がある、あるいは弱いというふうなことのために犯罪に陥る者も相当ございまして、私もが構外作業などに出しまして、土木あるいは河川工事などに従事させます者は、全体の收容者のうちからは約四分の一くらいのものであります。なおそのほかに低格者として、きわめて労働能力その他に身体的あるいは精神的な欠陥を有します者は、全体のうち約四〇%を占めております。これらのものに対する適當な仕事を見つけないことが、非常に私どもの苦心しておるところであります。そのためにどうして、普通の程度に働かせるというふうな方向に進んで行かなければならぬのであります。

○山口(好)委員 構外に出して、人のいやがるような仕事をさせる。これは受刑者に対して最も適した仕事を與えるという事になります。今言つた低格者の約四〇%、これはどうしても刑務所の内部で、これに適するところの職業補導をいたしまして、そうしてその政過遷善をはかつて行くという必要があるだろうと思つて、どうして、この四〇%のものに大体一年を通じて内容と量において適當な仕事をやらせて行くという事になりますか。先ほど言われたように、民間の企業に対して約一%というふうな比率になりますか。

す。従いまして構外作業につけ得るものも、その就業場所その他について、十分な考慮を拂つてやらなければならぬのであります。また受刑者の全部が構外作業等によりまして、身体的な訓練をすることが必要であるかということも問題でありまして、中には一定の職を持つた仕事につかせることが、本人の善導のために最も適當だと思われれるものもあるものであります。またそのほかに身体的な事由で、先ほど申し上げました約四〇%ほどのものは肉體労働には適しないものであります。それらのものためには、どうしても所内作業におきまして最も適正な仕事と與えまして、それを通じて訓練して行くという方法を必要とするわけでありまして、一年中それらのものに対してある程度の作業を與えるというためには、どうしてもかような法律によつて、訓練と同時に生産につけるという方法をとつて参る必要があるわけでありまして。なお受刑者の善導ということとは、どうしても生産作業につけるといふことが一番効果ある仕事であります。もちろん技術のない者、あるいは少年たちにつきましては、学制的な訓練、その他の教育方法を講じますけれども、最もよい訓練の方法は、人々の自然的な状態のもとで生活し得るような方法で訓練をして行くことが望ましいのであります。従いましてある程度訓練した者に対しては、どうして生産作業に従事させながら、社会生活に適應するような訓練をして行くか、各種の作業を取入れた経営を意図しなければなりません。

○山口(好)委員 その民需の事業に對して、その計画で行きましたときに、民間企業に食ひ込む率は約一%という計算になるのですか。

○關政府委員 ただいまの点はきわめて重要な問題でありますからして、少し数字に基きまして、やや長くつて恐縮であります。詳細に御説明してみたいと思つてあります。通産大臣官房統計課の資料と、こちらの資料等によりまして、刑務所作業と民間作業との比率を一応とつてみました。それは要するに現在において両方の力がどのくらいあるかという比であります。それは各木工、印刷、金属、皮工、洋裁等、これだけの部面について一応とつてみたのであります。大体従業者の數と生産額と両方にわけてとつてみました数字は、何人という数字は省略いたしました。パーセントで申し上げることになります。木工については、民間の力を九八・一%といたしまして、刑務所の数は一・九%に當るのであります。これが従業者の數であります。生産額の數から申し上げますと、民間の方は九九・七%、刑務所は〇・三%に當るのであります。次は印刷であります。従業者の數から申し上げますと、民間が九七・六%、刑務所が二・四%に當るのであります。生産額の方から申し上げますと、民間が九九・七%、刑務所が〇・三%に當るのであります。次に金属であります。従業者の數から申し上げますと、民間は九八%、刑務所は二%に當るのであります。生産額から申し上げますと、民間が九九・九四%、刑務所は〇・〇六%に當るのであります。次に皮工についてであります。従業者の數から申し上げますと、民間が九二・四%、刑務所が七・六%に當ります。生産額の點から申し上げますと、民間が九九・五%、刑務所が〇・五%に當るのであります。次に洋裁であります。従業者の點から申し上げますと、民間が九七・六%、刑務所が二・四%、生産額から申し上げますと、民間が九九・九%、刑務所が〇・一%、大体こつて数字を示しているものであります。これが従業者及びその生産額の上から見て、民間の企業と刑務所の企業とのウエイトを調べたものであります。大体こつて、多くて二%前後である。そして生産額から見ますと、一%まで行つては〇・六%というふうな、全体から見ますと、ほとんど言つておられないというふうな数字を示しておるのであります。これらの基礎の上立ちまして、もとより刑務所の上の企業でありまして、この法律によつて若干の仕事をこちらの方に、ただ今こつて申し上げます。今まで民間へ流れたものがこちらに来るといふことになりまして、その部分が若干の影響はもとよりあることではあります。しかもそれはしるべき重大なものではない。しかも私も私どもといたしましては、従来刑務所においても苦勞して民間の仕事をついていたわけでありまして、今度のは従来刑務所においても民間の仕事が、今度のは刑務所でも民間の方に流れて行く。今度その仕事は民間の方に流れて行く。トータルの上から見れば、彼此相殺されて、結局仕事の量から見れば同じことになるといふふうな考えられまして、しかし重大なる影響を與えないものであらうというふうな

大體の測定を、この問題については考へていたわけでありまして。

○山口(好)委員 今の統計は大體いつを基準としてお調べになつたのでありますか。

○關政府委員 両方とも二十三年度の数字を元にしたしまして作成いたしましたのであります。

○山口(好)委員 今日は大體この程度にいたしました。またいろいろ調べた上御質問を申し上げます。

○押谷委員 この法案の提案理由の説明の中に、矯正保護作業は民需よりも官公需の仕事をするのが適當だといふお考えのもとに説明せられておるやうであります。その御説明の要点を考へますと、民需に基いた作業を課するといふことは、受刑者は一人の利益に奉仕して、その労働が私利に供せられておるといふ感を抱きがちである。こつておるやうにお考えになつておるやうであります。私人の私利の追求のため、利潤追求のために自分が奉仕しておるといふことば精神の上おもしろからざる影響を與える、こつておるやうにまた御説明になつておる、これに反して官公需に基く仕事を課すれば、受刑者は自分の労働が一般公共の用に供せられておると考へて、作業上、矯正上よい結果を來す。こつておるやうであります。かように精神的の方面から考へられまして、何かそこにさういふお考えをお抱きになる根拠があるのですか。もしあればその材料をひとつお示し願ひたいと思つてあります。

○關政府委員 ここに申し上げました精神的利益の実例につきましては、材料を申し上げることはできないのであります。かような考へ方は各回と

も同じになつておりまして、低い賃金でもつて受刑者を駆使する、利用するといふことをよく人が口にしがちであります。また受刑者などがさうな点につきまして、事実上反する疑いを持つおそれが、強制労働についてはつきものでございます。さうな点を特に考慮いたしまして、なるべく公共の仕事につけることが望ましいとされておるのでございます。

○押谷委員 今各国例がさういふやうな考え方であるという御説明がありました。受刑者の気持ももとより違つて来ると思ふのであります。また御説明の中に、一般にさういふ安い賃金で働き使つておるといふやうな感じを持つておるといふ、一般人の考え方を御説明になつたようでありまして、ここにあらのは受刑者の精神に及ぼす影響といふことが基本になつておるのであります。私どもの考え方では、日本の行刑制度が行われてから今日に至るまで、刑務所で働いている受刑者が、その仕事で私人の仕事であるから、私人の利潤追求のために奉仕しているのだ、官公の仕事であるから、私は公のために奉仕しているのだといふやうな、繊細の気持を使つてやつておるといふことはまづないと思ひます。そこでさういふやうに断定を下されたのは、何か刑務所で統計でもおとりになつて、そしてなるべく精神的にさういふやうな大きな影響を興えていたのだといふこと、材料から出たかどうかを私は聞いたのです。が、お手元にさういふ材料がなければ、あなた方のお考えから出たと考えなければならぬと思ふのですが、さう考へていいですか。

○古橋政府委員 一例をとります。先般長野の刑務所におきまして、長野市の洪水のときに收容者を出さしたのでございまして、さういふやうな作業におきましては非常な働きがなされておる。一般の社会から感謝されておる。副知事さんがわざわざ法務府までお出向になりました。私どもにも感謝を申されたのであります。当時の收容者の働きぶりには、実に驚くべき自己犠牲の發揮であつたといふことを申されたのであります。これに類するやうな仕事は各地で行われておられますが、それは多くは、公共の仕事に奉仕する場合にはそれが發揮せられるのであります。さういふやうな点を特に強調する意味で書いた次第であります。

○押谷委員 同じやうなことを繰返しておるわけなのですが、結局なるほど何か災害の場合に受刑者が奉仕をすれば、第三者からは非常な感謝でしよ。しかし受刑者としてはたしてそれがどの程度に公共の奉仕をしたといふ影響を興えたかといふことは、多少の疑問がある。私は考へておられます。それよりも、特にこの提案理由の中に、私人の仕事は刑務所ですと、受刑者に対しては精神上おもしろからざる、思ひしからざる影響を興えるからである、さう断定をせられた、この言葉に私は大きな疑念を持つのであります。個人の仕事に受刑者が協力したる、その受刑者に精神上おもしろからざる影響を興えるのだといふやうな考へ方は、まったく官僚的善悪です。こんな考へ方をもつて進んだら、日本のお互いが産業復興に協力をしているその

人たちの——中小企業者全部の人たちの仕事は国家公共の福祉のためには奉仕しておらぬといふやうな考へ方を持つておる官僚的善悪な考へ方がこの言葉になつて現れたのではないかと。さういふやうなことがもしも片鱗だにあるならば、この法律は私は大いに考慮をせなければならぬ、さう言ひたいです。国策や社会や経済は、全部申すまでもなく一つの総合的な有機体的なもので考へておられます。従つてどの面においての協力でも、これはやはり国家にも協力し、社会にも協力し、一人の私人の企業に協力したからといふて精神上おもしろからざる、思ひしからざる影響を興えるのだといふやうな当局の提案理由の説明にあることを、私は非常に意外に思ひ、しかも遺憾に考へられます。この点についてどう考へられますか、その点をもう一べん伺ひます。

○關政府委員 この点につきましても、結局受刑者が強制的に労働を科せられるというか、自由を拘束して、強制力によつて苦役を科せられる、この点におきまして非常な圧迫を感じて仕事をしておられるわけでありまして、その結果といつたしまして、自分たちがこんなに苦勞して——重苦を強制して、自由を奪つて仕事を科せられているこの仕事のでき上つたものはさうだといふやうな考へ方を抱いていられるからである。これは別に私も統計を一つとつたわけでもございせんが、受刑者がさういふ気持ちを抱いておられるといふことは、現場の看守の諸君、あるいは所長の皆さんなどのときどきの御報告などにもうかがわれることでありまして、要するに自分が自由を奪われて仕

事をしておられる、そのできた仕事はこうではないか、さういふやうな不満を持つておられる。この点は行刑の実態についている看守の諸君などから聞きまして、疑い得ない一つの事実だと思ふやうであります。それでそれが結局いふやうな不満となつて出て来る。その看守から聞いた事実を私どもはさう考へて、この理由を書いてみたのであります。

○押谷委員 自由を奪われて作業をするということは、觀念的にさうであることではありますから、その点についての不平は受刑者にはないと思ふのであります。しかしそれからやはり精神的に思ひしからざる影響を興えておられる。その断定をお持ちになつておられるのですか。さういふことを聞いたとおつしやるのですか。

○關政府委員 この問題は比較の問題でございまして、かりにここに民需の作業と官需の作業と二つあつた場合に、どちらがいかといふ比較の問題であります。もとより私も民需の作業が全然不適格だと申すわけはありませぬ。ここに官の作業と民の作業と二つあつた場合に、どちらが精神的な圧迫か、また訓練矯正の上にいかに結果を興えていかと申しますと、かよるな理由からやはり官需の作業が受刑者の矯正上は適当な仕事である、かよるに考へておられるのであります。それでもとよりさういふ受刑者がさういふ感じを抱くといふわけでもございせんが、中にはさういふやうな感じを抱くものも相当多数いるであらうといふことは、現場の看守諸君の報告を聞いても私どもは感じておられるのであります。その点から見ても、官需

の仕事、民需の仕事二つ並べてみたときにどちらかといふことになりまして、やはりかよることも一つの理由となつて、官需の方がより適当なる矯正保護の仕事である、かよるに考へておられるのであります。

○押谷委員 大体わかりましたが、納得はできません。私はさういふ希望を持つておられます。別に御答弁をいただかなくてもいいのであります。もし受刑者にして私人の、民需の仕事に対して、それに奉仕することが精神上何か悪影響を受けるやうな受刑者があるならば、行刑に關係せられる役人は、そのあやまちをむしろ是正すべきである。いかなる私経済に協力しても、それは国家公共のための協力であるといふやうに指導せらるべきであると思ひます。それを、さう考へることは思ひしからざる影響を興えるのだから、民需に対しては受刑者に仕事をさせないやうにしようと思へられることが、私は彼所の皆さんとしては官僚的善悪な考へ方だといふことを、断言してはばからぬのであります。従つて今後においては、さういふやうな考へ方があるならば、この際さつぱりと改めてもらつて、刑務所の仕事は民需の仕事をやつても、やはりそれは国家公共のために協力するものであるといふやうに指導を願ひたいと思ひます。いづれまた調べまして、あとの質問は次の機会にいたします。

○小玉委員 今の押谷委員の質問に対する当局の御説明では、私もはなはだ納得ができません。私には、大体囚人に仕事を興えて改過善行に導くという根本的理由は、これは仕事を興えずしてはならぬと思ふのであります。

とは、無聊な日を送り、従つて更生の道に資するところではない、これに適正な仕事を與えて、そうして勤勞の風習をつけ、また仕事に対する興味と申しますか、それに熱中して、そうして自然自然に教化して行くというところに私は根本的の眼目があるのではなからうかと考へるのであります。官の仕事であるからして、それには非常な興味を持つて、そのために民需の仕事よりも改過遷善の率がよろしい、また民需の仕事はそれほど熱が入らぬというのを聞きますと、何か囚人にイデオロギー的の考へがあつて、そうして一般公共の仕事であれば熱を出してやるが、私企業であれば、共産主義方面から行くという、資本に奉仕するといふような見地から、熱が入らぬといふ見地に立つように受取られました。それはこの囚人に刑務作業をさして、それによつて囚人を矯正するという本道、本道を私は見きわめざるどころの見方ではないかと考へるのであります、その点についてちよつとお伺いしたいと思ひます。

○古樫政府委員 この法案の第一の目的は、たゞいま御指摘がございましたように、收容者に矯正に適用する仕事を與えるということが最も大事な点でございます。そうしてそれをねらつてこの法案を出したものに違ひないのでございませう。そういたしました、それからその作業をどういふところに求めたいかというところになりますと、國家が刑罰に処して勞役につかして以上、國家がやつておるのだから、國家がそのまま自分の仕事をやらせるのがいいという説明になつて参ります。またその國家の仕事をやらせるのがいいという説明に付加いたしました考へますと、二つの仕事があつた場合どちらがいいかという場合には、その國家のやらしておる仕事をやるということが、自己の贖罪というふうな点と、國家に対する贖罪というふうな点の結び方が最も自然であるというふうに考へられるわけでありませう。さう考へておられます。

○小玉委員 これは私率直に申しますが、かようなわずかしい説明をされなくとも、いわゆる官公需の仕事であれば仕事は得やすい、民間の仕事であれば仕事は得にくいということから、まづ官用主義といふものを第一点において、そして民需といふふうに移る。こゝにいつたような仕事を得やすいか、得やすからざるかという便宜論から出発しておるのではなからうかと思ひますが、この説明はどうもふに落ちないのですが、ほんとうの率直のところはいかがですか。

○關政府委員 結局申しますと、要するに仕事をどうしてもさせなければ刑務所としては失業者が氾濫いたしますから、治安維持上困るから、どうしても仕事がほしい。その場合に、刑務所の初めからの問題であります、これを官に求め、あるいは民に求め、今までの来たのであります。仕事があらば両方の仕事のどちらでもよろしいといふ一つの考へ方と、それからさらに民需の仕事の場合と、官需の場合とを考へてみますと、かようなことも事実として一応感得されるというふうなことから、官需の方から出たものがベターな一つの仕事であるというふうに考へられると思ひます。

○小玉委員 そうしますと、私企業に奉仕する、一人の利益に奉仕するといふことは、思ひからざる悪影響を與える。その労働が私利に供せられるといふ感を抱いて、そして思ひからざる精神上悪影響を與えるといふことを、この立法理由にお書きになつておる。そうすると、この印刷の仕事でも、民間人の印刷を引受けられるといふことは、一私企業に奉仕する結果に相なるわけでありませう。でありますから、この法案を施行すれば民間の仕事も引受けられるとおつしやるのであります、それが、そうしますと、その仕事を囚人にやらせることは、あなたの方のお考へ通りであると思はれば、いわゆる受刑者の精神に思ひからざる影響を與えることになつて、結局あなたの方の御主張と衝突して自説論になるのではないかと質問でございます。

○關政府委員 この法律の建前といたしましては、官の注文と民の注文と同じような仕事について注文があつた場合において、まづ官の注文を受けて、民の方の仕事をすると、官の方だけで仕事の建前でありまして、官の方だけで仕事がまかなえないときには、民の方も引受けやるといふ法律上の建前であるのであります。これは今までも再々御説明いたしましたように、刑務所の仕事を大きくわければ、官と民と二つがあつて、どちらかといへば官の方がベターである。しかしそれは民の仕事がいけないからして、仕事を受けないで受刑者を失業のままに放置しておきましては、これは悪の悪でありまして、民であらうが官であらうが、どんな仕事であつても仕事をさせることは絶対の要件であります。官の仕事があられば官の仕事をやらせる、もし官の仕事が全体の仕事の量をまかなうことができないことになりましたならば、また民の仕事も引受けやせる。大体こゝの意味合にこのことを考へておつたのであります。

○小玉委員 議論にわたりますけれども、それならば民の仕事も引受けられることを予定されておる法案だと思ふのです。そうすると民需に基いてこの作業を課することは、一人の利益に奉仕し、その労働が私利に供せられるといふような感を抱きがちでありまして、受刑者の精神上思ひからざる影響を與えるといふ説明がどうも私は納得が行かないように思ひます。それが、それはどういふふうにお考へになつておるか。なお御説明願ひたい。

○關政府委員 大体この法案をつくりました結局の目的といたしましては、刑務所の仕事は全部官の仕事でまかなつておる。こゝにいつたような気持であるわけでありませう。それでその完全なる理想の型を実現するまでには二年、三年ないし五年ぐらいの歳月を予定しなればならないことであらうと考へておるわけでありませう。それで何と申しましても、實際の第一線の作業実施の結果を見ますと、官の仕事の方が、そのほかの仕事の種類などから見まして、適格であることは私どもとして疑うことができません。そのでき上つた末のことを思ひますと、やはり官の仕事をお願いしたい、かように考へておるわけでございます。

○小玉委員 もうこれで終ります。

○田中(善)委員 今の点の関連であります、たとえば印刷につきまして、民間の印刷を引受け受刑者にやらした官の仕事をやらしたという場合に、またさういふことは今まではあるわけですが、そこで何か精神的な影響が非常に重大なように書いてあるのではありませんか、その重大な精神的な影響について何か確証を持つておられますか。それは統計でなくとも一つ二つの例でもよろしゅうございませうから、さういふものがありますか。單なる政府委員諸氏の所見によつてのお話でありますか。

○關政府委員 この問題は受刑者の矯正保護上一つの問題でございます。しかしさうかといつて表立つてこゝに仕事はどうか、あゝい仕事はどうかと言つて受刑者に聞くことは、かえつていろいろの問題を包蔵いたします。こゝらとしてその点を積極的に統計的に調査するといふことは、今までいたさなかつたのであります。しかしこれは先ほども矯正保護局長からのお話の通りに、災害のために川の土手がくずれ、相当まとまつた労働力がどうしても得られない場合に、受刑者にさういふ仕事があるから行かないかと申しますと、率先してすべてが一致団結して、一名の逃亡者も出さずにその仕事に従事する。これなどはこの例としてはあまりふさわしくないものかも知れませんが、要するに受刑者が公の仕事をやつておるのだといふくらの感じを持つておられますと、逃亡もしないで専心その仕事に一生懸命になつて、結果晴れ／＼といふ気持になつて、いいことをしたといふ気持で、人間的な良心をそこに感ずるといふようなことを、私どもはしばしば今の災害などの場合を通じて知るのであります。これは昨年の秋に長野市内に大きな川の氾濫がありました、軍政部の建物が水の

中に埋まつてしまつた。県として非常
に困りまして、軍政部の方から二、三
三日うちに流れをとめてしまへとい
う厳命が下りました。それからといつて
労働者は集まらない。そこで長野刑務所
が晝夜兼行で千人近くの総動員をいた
しまして、その復旧に當つたのであ
ります。雨の中をびしょ濡れになつて、
危険にさらされてまでも奮闘したので
あります。その間に千人の者がわずか
の看守に連れられて、一名も逃げずに
みんなきわめて愉快な気持で仕事をし
てそこを往復して来た。そのためにあ
との結果から見ますと、やはり受刑者
もいいことをしたのだという気持で、
各受刑者に人間の良心を感じさせた
という意味におきまして、非常にい
い結果を來したといふことは現地の報
告から見て私も知るものでありま
す。これは通常一般の仕事に対する例
として申し上げることは不適當である
かも知れませんが、さうな事例は種
種あるわけでありまして、それらの事
例またそれにつけ加えまして現地の各
刑務所などへ参りまして、受刑者の賃
金は今日はさうではありませんが、か
つてはやはりきわめて安い賃金にあつ
たわけでありまして、さういふときに、
特に経済的な問題に関心を持つておる
受刑者などにおきましては、とかくそ
ういふことを漏らしがちなことは私
も伺つておるわけでありまして、さうい
うようなところから見まして、やはり
官公の仕事をやつておるといふこと
は、受刑者に精神的な意味からい
い影響を與えるであろうといふふうに私
ども考えておるわけでありまして、これ
は私どもも思つておりますと同時に
に、外国などの文獻にも同じようなこ

とが結論づけられておりました。われ
われ日本の行刑のみならず、外国にお
いても同じであるという感を深くして
おるのであります。さうなことから
これを提案理由の一つとしてあげてみ
たのであります。
○田中(委員長) 今示されたような例
はそれは事実でありましようし、受刑
者の心理としてさういふことは考えら
れるわけでありまして、ここで受刑者の
心理をつつと論ずるわけではあり
ません。その点については後刻とい
います。一時的な土手くずれとか、
風水害で人手がなくて困つてい
うときに、受刑者が平生は拘束されて
いるが、彼らが外へ出されて、みんな
と顔を合せて同一な資格で働いて、し
かも人からも一応あがめられるとい
うようなことであれば、これは大いに喜
ぶに違ひませんが、しかし所内で継続
的な地味な仕事をやるという場合、た
とえば印刷なら印刷をやる場合に、そ
の仕事が官の仕事であるか、あるいは
私の仕事であるかといふことによつ
て、どうも今の風水害の場合の受刑者
の心理、それがそのまま今の所内の静
かなる仕事に適用されるものとはちよ
つと考へにくいのであります。先ほど
の御説明によると、官用主義といふこ
とで、二、五年か、三、三年後には
大体基本の原則でやつて行きたい、官
だけでやりたい。それまでは民の仕事
も請負うといふような御説明であつた
やうであります。私どもの考へとし
ては、一休官の仕事といふものは限ら
れておるし、いつでも民の仕事の方が
創意工夫をこらして先へどん／＼と進
んで行くものでありまして、従つて犯
罪階級といつてはおかしいのですが、

犯罪者層といふものも日常社会の生き
た社会から入つて来るのですから、す
べての仕事にいくらか直接間接関係の
ある連中が入つて来るのですから、官
の仕事、すなわち型にはまつた、時代
より一步遅れたものではどうして物足
りないので、五年たとうが三年たとう
が、どうしても官用主義一点張りです
は解決しない。どうしても受刑者の必
要とするような仕事の類型を満たし切
るものではないと思つたわけなんです。
ここで官用主義をどうしても実現しな
ければならぬとされる理由が、どうも
精神主義的な御説明であつたり、ある
いはい／＼な説明がありまして、十
分な納得の行く説明がないわけであ
ります。私は今日はこれで質問を打ち切
ります。
○神谷(委員) 先ほど閣政府委員の御説
明を聞きまして、三年、五年後には全
部官公需で満たすやうに計画をするの
だ、さういふやうなお話なんです。そ
ういふことになると、前に質問いたし
ました先鋒に対する御答弁の際に、こ
の法律が民間企業を圧迫しないか。民
間企業の分野を侵害して失業者を出
すのじやないかといふときに、現在の統
計によりまして大丈夫だといふやうな
御説明があつたわけなんです。現在は民需、
官公需併用せられておる。さういふ形
において民間企業に対する圧迫はない
と言はれる。しかし数年後には刑務所
の矯正作業は全部官公需になつてしま
うといふことになりまして、中小企
業者に対する圧迫も非常に大きくな
る。あなたの御説明を、そのまま政府
の方針であると承つていいわけであ
りますか。

○佐藤(藤)政府委員 たいだいの御質
問にお答をする前に、先般提案理由
の説明の書き方につきまして、いろい
ろ御指摘を受けたのでありますが、民
間の企業について受刑者を用いること
は、受刑者に思ひからざる影響を與
えるといふやうな断定的な言葉で説明
されておりましたので、この点の御指摘
につきましては、はなはだ遺憾に存す
るのであります。表現の仕方につ
いては、御指摘のようになつてまいり
ない方であるとも考へられるのであり
ます。実はかような表現をいたしまし
ましたように、災害の際における構
外の作業であるとか、あるいは北海道
の開墾作業のような場合に、公共の仕
事をする際には、民間の仕事をする際
よりも受刑者が非常に喜びを感じて精
を出して仕事をなさる。従つて仕事の能
率も上つておるのであります。また構
内における仕事に對する報酬、対価とい
うやうなものも違ひまして、一定の作
業をなした者に一定の割合の作業賞
金を出す。それはごく率の低いものであ
りますが、さういふ制度になつてお
りますために、所内の作業につきま
すために、民間の仕事をする場合と官公需の
仕事をする場合とについて比較して考
へますと、受刑者の仕事に対する熱意
と申しますか、精の出し方が幾分違
うといふことが往々見受けられるのであ
ります。全部がさうだといふわけでは
ないのであります。さういふ傾向か
ら見て、民間の企業と官公需の需要と
両方ある場合には、どつちが受刑者の
矯正作業として適當であらうかとい
ふことになりまして、官公需の方が適當

であらう、より望ましい。さういふ観
点からかような説明をいたしたのであ
ります。従つて、さういふ表現の仕方がま
つたために、皆様の御指摘を受けて
まことに遺憾に存するのであります。
なおたいだいの御質問に対してであ
ります。この法律が通過いたしました
て、さういふ施行いたすのであります
が、現在の刑務所の作業を全部官公需
のみ一本にするといふことは、これ
は相当遠い将来でなければ、さういふ理
想の姿は達せられないのであります。
できるだけ官公需一本にしようとい
う趣旨がこの附則の第二項にも「矯正保
護作業によつて生産される品物及び受
刑者の労務が、すみやかに、国及び地
方公共団体の機関の需要のみに供せら
れることにならうに、努めなければ
ならない。さういふやうに努力目標を
定めておるのであります。従つて将来
刑務所の作業が全部官公需になつた
らうと考へて、これは何年先のことかは
つきり予定もつきりせんので、先ほど本
法の施行によつて民間の中小企業にさ
したる影響もなからうといふことを申
上げましたのは、昭和二十三年ある
は昭和二十四年の民間の生産状況と刑
務所の生産状況を比べて、昭和二十
三年及び二十四年におきましては、
刑務所の作業は六分民間の仕事をして
おり、四分官公需の仕事をしておるの
であります。その六分の民間の企業
に使つておる生産力を全部官公需の
に費したとしても、それは全体として
官公需の仕事のうち約一パーセント
くらいしか刑務所では生産能力はな
い。それであるから官公需の需要だけ
の一本にしてしまつても、官公需全体
の生産高の約一パーセントくらいにし

か当らないから、民間の中小企業の仕事に對しては大した影響がなからう、こゝういふ結論を下しておるのであります、そゝういふ理想的な姿になりますと、現在刑務所において民間企業をやつておる分が、全然刑務所においては手を出さなくなるのでありますから、民間企業の方は全部民間にまかされることになるのであります、その点においてはプラス、マイナスになると考へるのであります。

○押谷委員 たいだいま佐藤政府委員の御説明を承りますと、矯正作業が官公需一本になるのは遠い将来だと言われた。閣府委員の御説明では大抵三年か五年先だと言われたと思ふのですが、大抵どちらの方が正しいのですか。

○佐藤政府委員 事務当局の考へていたしましては、なるべくすみやかに官公需一本にしたいといふ理想を持つておるのであります、この法案の附則にも示されておる通りに、努力目標としてはなるべくすみやかにやろう、そして今後の刑務所の施設の整備、また作業指導者の充員、また官公需の注文の出方等、いろいろな條件がありますので、こゝういふ條件が備わるのが二、三年先であるか、あるいは五年先であるか、あるいはそれ以上かかるか、ちよつとはつきりした年数を申し上げかねるのであります、できるならばなるべく早く官公需一本にしたい、こゝういふ努力目標を持つておるのであります。

○角田委員 次は世耕弘一君。

○世耕委員 私は簡単に数点お尋ねたいと思ふので、簡単に回答

えを願ひたいと思ふ。

受刑者が仕事をする場合に、能率を向上せしめる意味において、請負事業とかいふことをやらしておるかどうか。それから刑務所内の機械その他の設備が新しい構想のもとに行われておるかどうか。また能率の向上につきまして、新しい計画を持たれておるかどうかという三點についてまずお答え願ひます。

○古橋政府委員 收容者の作業意欲を高揚するために、刑務作業におきましても、場合によりましては請負作業をやつておるのであります。たいだいま具体的な数字は承知いたしておりませんが、各所でそゝういふことをやつたことがございます。次に機械の設備でございますが、御承知のように施設が焼けてから刑務所がつくられました、それに應じて逐年ある程度の復旧と、さらに收容者のふえました分の就業に要する機械の設備は續けて参つております。またその次の工場の中でございまして、これも倉庫の建築ができておつたが、工場の建築も漸次進めておられます。機械の点につきましては、昭和二十五年としましては、作業予算のうちで備品費、機械器具その他に一億七千八百万円ほど敷設することになっております。敷設いたします所は、主として昨年度新たにできました加古川刑務所あるいは久里浜刑務所、愛知少年刑務所、それから笠松刑務所その他のお復旧のできました各刑務所に少しづつつけてやろうと思つております。

○世耕委員 御説明で一応了解いたしました。あまり新しい設備があまりにないような感じを與えられないのであ

りますが、これはまた別の観点からお尋ねたいと思ふ。

な最近各国の行刑施設並びにそゝういふような所を調査に出る御計画がございましてか。

○古橋政府委員 法務府におきましては、さきに二名アメリカに参つておりますが、近くまた三名ばかり向うに参りまして、主として行刑施設等を視察して参ることになっております。

○世耕委員 日本の行刑施設並びに受刑者に對するいろいろな指導方面のことが非常に遅れておる様に私は考へるのであります、幸いにすでに二名が派遣され、なお三名逐次御派遣になつて新しい施設を御研究なさるといふことは、まことにけつこうであります。

次に刑務所の内容を見ますと、予算が非常にでこぼこであります、これはどういふ点から年度によつてでこぼこがあるのですか。予算年度の最初において大抵の事業の計画性といふものをお持ちになつておるかどうか、この点について伺ひます。

○古橋政府委員 刑務作業の予算の支出につきましては、当局としては、刑務作業の経営に非常困つておりますために、またいろいろ予算的措置について計画性を比較的に欠いておりましたために、民間の事業に比べて違つておると思ひます。

からその人の力を測定いたします。私どもはそれを分類と申しておりますが、社会的に、生物学的に、心理学的に、精神的な方面から、その人の全人格について調査いたします。また同時に作業の能力につきましても測定をいたしました、作業を與えますときには、本人の希望とか、本人の将来の計画等とらみ合せまして、それを適當にしんじやくした上作業につかすよういたしましたのであります。

○世耕委員 受刑者の労働によつて得た収入はどういふふうに使われておりますか。私は刑務所の収入は刑務所の方に充てるべきであると思ひますが、この点はどうなつておられますか。

また受刑者の中に發明等のあります場合には、どういふ待遇をしてやつておるか、またそゝういふ指導方法について何か計画がございましてか。

○古橋政府委員 受刑者の努力によつて獲得いたしました収入は、すべて日本銀行を通じて大蔵省に参ることになつておられます、刑務所には直接まつて行かない仕組みになつておられます。なお外国の例については述べますと、こゝういふような場合には特別会計制度がありまして、それによつてある程度收容者の待遇の改善とか、更生資金の付與といふようなところにまわし得る制度のところもあるやに聞いておりますが、日本におきましては、先ほども申しましたような財政制度に從來からなつておられます。

それから受刑者の發明に對しましては、法務總裁から賞金を出すことにいたしました、奨励いたしておる次第でございます。

○世耕委員 發明品あるいは發明等に關する賞品がこれまでどういふ形式で出されておるか、この問題はあるいは法務總裁がおいでになつてからお尋ねした方がいいかと思ひますが、事務關係にも一応頭に入れておいてもらいたいと思ひます。私は刑務所収入は特別会計にして、これをもつて充てるのが最も理想的じやないかと思ふので、これについて新たな御計画があつてしかるべきだ、かように考へるのであります。

それからもう二点ほど簡単に尋ねたいことは、受刑者中の男子に比較して女子が非常に少数であるが、何かここに統計的に説明できる材料をお持ちであるかどうか。それからこの表にも出ておられますが、最近における受刑者の数であります。戦前に比較してどういふ数になつておるかをお聞きしたい。

○古橋政府委員 受刑者の發明に對しましては、賞金を法務總裁から出す方法をとつて奨励いたしております。なお特許などの出願がありました場合には、当局の手を通じてその手続をとるようになつておられます。ただいまのところあいにくの程度に実績が上つたかといふ点につきましては、表をもち合せておられません。

なお刑務所作業の特別会計制度は、当局としては望ましいことに考へておりますが、まだ今日刑務所作業自体の十分な活動も開始してない状態でございます、その実施に至るまでに準備もできておりません。それから死刑囚につきましては、たいだいま正確な数字は持ち合せておりませんが、たいだいま全国の刑務所におります

る者は全部で八十二名でございます。

○世耕委員 その八十二名の職能別がおわかりであつたらちよつと御説明願ひたいと思ひます。資料の方はあとでつけようであります。

それからも一つお尋ねいたしたいのは、受刑者中の男女の比較で、非常に女子が少数であることはどういふところから来たのだという事の御判定を願ひたいと思ひます。

○古橋政府委員 女子の犯罪者の数は、男子に比較いたしまして非常に低率でございます。その原因につきましても、私どもはまだ十分なる調査を遂げておりませんけれども、私が考えておりますところでは、私が考へておる一番に、女子に対しては比較的家庭その他の保護の制度が強いのと同時に、また検事局の起訴の率もおそらく男子に比して少いという点があると思ひます。なお社会的活動の状況等に根本的に差違がございまする点も影響があると思つております。

○世耕委員 この男女間の犯罪の数が非常に差があるという事は、精神的に、あるいは日本の家庭的な実情、新憲法下におけるところの今後の状況等を勘案して、当然これは新しく研究すべき性質のものだと思ひます。こういう点について何か御計画がございませうか。

○古橋政府委員 女子の犯罪につきましては、実は戦前におきましては、非常に数も少うございましたので、その關係で比較的調査が男子ほど十分になされていなかつたのでございませう。しかし戦後やはり男子の率が高度になりますと同時に、女子としてもある程度少いながらに高率になつて参つてお

りますので、今日女子の犯罪に対する調査につきましては、相当現地におきまして調査もいたしておるのでございませう。なお将来女子の犯罪につきましては、一層の調査を必要とすると思つておるのでございませう。

○世耕委員 最後にもう一点お尋ねいたしますが、刑務所内のいわゆる情操的指導、この点についてどういふ方法をやつておられるか。なお先ほどお尋ねいたしました職業の選択権があるかどうかという問題についてですが、たとえば文士が刑務所へ入つた、そういう場合にどういふ指導をなさるか、あるいは作曲家が刑務所に入つた、音楽家が刑務所に入つた、そういう場合にどういふ指導をするか、こういう点は当然それ／＼性格に応じて指導すべき性質のものであつて、またそれを生かしてやるべき筋のものじやないかと思ひます。こういう計画について何かお考へがございませうか、理想でも結構でございますから、お伺ひいたします。

○古橋政府委員 刑務所の生活は一般社会と非常に違ひまして、情操方面が欠けておるのでございませう。そこで收容者が長い拘禁生活の間に荒廃した精神を持つて出ることを避けるために、どうしても十分な情操的な訓練教育を必要とすると思ひます。そのために、最近の行刑におきましては、その面につきましても特に注意を拂つておるのでございませう。そのためには全国の各刑務所等におきまして、各種の企画を持つておるのでございませうが、一般的に申し上げ得ることは、各刑務所は、大体收容者の中から文学的趣味のある者につきましては文学的な面、

たとえば俳句とか和歌とか詩その他につきまして、毎月一回ぐらいの雑誌を發行させております。そのほか活動寫真、幻燈その他の視覚による方法による、情操的な教育をいたします。また音楽、音聲、ラジオ等を利用いたしまして情操教育に努めておる面がございませう。

なお刑務所に入つて参ります人は非常に多種多様でございます。またつた社会の縮図でございます。その中には、各種の技能を持つた人が入つて来られるのであります。その人たちに對しましてそれに適する訓練を與えたいことは、非常に困難なことでございませうけれども、刑務所にいる間に、少しでもその技能の役に立つような方法をとるようには、各刑務所とも心がけておる次第であります。

○世耕委員 御説明を承つたのですが、私の感じは、どうも十年一日の感が、少しも進歩性がない。そこに理想が織り込まれていないということ、あるいはは遺憾に思ひます。実ははきよう各観点からお尋ねしたのは、行刑事務組織等について理想を伺へば、けつこうだと思つたのですが、この点は私のお尋ねする観点が違つておつたから、お答えがでなかつたかと思ひます。いずれまた別の機会にお聞きすることにしたしまして、この程度にとどめておきますが、お尋ねが、ドストエフスキの「死の家の記録」ですか、監獄生活をした中の記録的な小説が出てくるようであります。私も一、二度読ましていただいたのですが、こういう観点から見ますと、日本の今日の受刑者の生活にはなお多くの改良を加へるべ

き必要があるのではないかと、かように私思は考へるのであります。ことにあのドストエフスキの小説の中に出て来るのは、趣味のない仕事を與えられ、くるくると苦しいことはない。また毎日同じことを繰返されるような仕事、苦痛なことではない。だから近所にまきの山があつて、まき山へ行つたり、あるいは森林に行つて、木をたくさん切ることができるともかかわらず、すぐそばに船がこわれていて、その船底を苦しい思いでぶち割つて、まきをつくらせられることが毎日続いたこと、というふうな感想も、受刑者の一人として、幾分文学的には現われておりますが、私は受刑者の心理をうづつたものではなかつたかと思ひます。往々にして法律はむしろ監督するもの、便利のためにつくられたのが、日本の弊害であつたのであります。あんなか、いかにして幸福に導くべきかというあたにかみか、日本の行刑制度の中に欠けておるのではないかと私は考へるのであります。この点特に御考慮を願ひたい。なぜ特別会計にした方がいいじやないかという事は、いろ／＼な点について考えられること、今御説明になつた中に、特別会計となれば、独立会計だから、收支計算も独立会計としてやらねばならぬ、今独立はできないのだというふうな感じを私受けました。が、独立会計でも経営が十分立たなければ、一般予算から計上される例もあるのですから、いやしくも特別会計の收支が赤であるならば、私は一般会計から持つて来ることもさしつかえないと思ひます。この点について

は受刑者の幸福と、今後日本の受刑制度に一大進歩を圖されるように、御努力あらんことを願ひたいと思ひます。私の質問を終ります。

○角田委員代理 他に御質疑はありませんか。御質疑がなければ、この際お諮りいたします。土地台帳法等の一部を改正する法律案の施行期日が四月一日になつておりますので、これをこの法律は公布の日から施行するといふように修正したいと思ひますから、この修正意見について關係方面と折衝したいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○角田委員代理 御異議なければ、さうとうりはからいます。

本日はこれにて散會し、明日午後一時から開會いたします。

午後四時三十分散會